

五 條 市

過疎地域持続的発展計画

(計画期間 令和3年度～令和7年度)

五 條 市

(令和3年9月)

目 次

はじめに.....	1
(1) 過疎地域持続的発展支援法の制定.....	1
(2) 奈良県過疎地域持続的発展支援方針の趣旨.....	1
1. 基本的な事項.....	2
(1) 五條市の概況.....	2
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	6
(3) 行財政の状況.....	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	13
(7) 計画期間.....	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	14
2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成.....	17
(1) 現況と問題点.....	17
(2) その対策.....	17
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）.....	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	18
3. 産業の振興.....	19
(1) 現況と問題点.....	19
(2) その対策.....	22
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）.....	24
(4) 産業振興促進事項.....	26
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	26
4. 地域における情報化.....	27
(1) 現況と問題点.....	27
(2) その対策.....	27
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）.....	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	28
5. 交通施設の整備、交通手段の確保.....	29
(1) 現況と問題点.....	29
(2) その対策.....	30
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）.....	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	32
6. 生活環境の整備.....	33
(1) 現況と問題点.....	33
(2) その対策.....	35
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）.....	36

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	41
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
8. 医療の確保	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
9. 教育の振興	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	49
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
10. 集落の整備	53
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
11. 地域文化の振興等	55
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	56
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	57
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	58
(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	59
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	59
(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）	60
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	60
14. 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	61

はじめに

(1) 過疎地域持続的発展支援法の制定

過疎地域は、食料、水、エネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。また、大規模な災害や、感染症等による被害に関する危険の増大など、人口の過度の集中による問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものになっている。

しかし、過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、これまで50年にわたる様々な対策によって、交通等のインフラ整備や観光施設整備などを通じて活性化が進められてきたが、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、多くの喫緊の課題を抱えている。

このような状況において、平成12年に施行された、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に法期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、「過疎法」という。）が令和3年4月に施行された。

(2) 奈良県過疎地域持続的発展支援方針の趣旨

「奈良県過疎地域持続的発展支援方針」は、過疎法第7条の規定により定めるもので、県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町村が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものである。

奈良県の方針では、以下の3つを柱として、人が集まる「拠点の形成」と「人材の確保・育成」を推進することが示されており、これに準じて「五條市過疎地域持続的発展計画」の策定が必要である。

<奈良県過疎地域持続的発展支援方針の3つの柱>

① 住み続けたい、還りたい地域づくり

住みよい環境づくりを進めるとともに「働く場」と「働く人」を増やす取組を進める。

② 訪れてみたい地域づくり

地域の魅力の創出や発信、地域の魅力を活かした文化・芸術・スポーツ・食イベント等の実施により、交流人口、関係人口、移住者を増やす取組を進める。

③ 力強い市町村づくり

「奈良モデル」の実行をはじめ、様々な分野において市町村との連携や協働の取組をより積極的に進め、力強い市町村づくりを進める。

1. 基本的な事項

(1) 五條市の概況

① 沿革

本市は、昭和 32 年 10 月 15 日に市制施行した「五條市」と、昭和 34 年 4 月 1 日に町村合併推進法により発足した「西吉野村」及び明治 22 年の市町村公布により発足した「大塔村」が平成 17 年 9 月 25 日に合併し、新しく「五條市」として発足したものである。

② 位置

本市は奈良県の南西部に位置し、北は御所市と大阪府河内長野市、千早赤坂村、西は野迫川村と和歌山県橋本市、南は十津川村、上北山村、東は大淀町、下市町、黒滝村、天川村に隣接している。

北緯 34 度 20 分、東経 135 度 41 分に位置し、経度的にはほぼ日本の中央部にあたる。

面積は 292.02Km² で、奈良県の 7.9%を占めている。

③ 自然的条件

本市の北部は金剛生駒紀泉国定公園、東部は吉野熊野国立公園に指定されており、四季折々の美しい姿を醸し出す山々、吉野川、熊野川等の清らかな水が流れる河川等、恵まれた自然環境を有している。

本市の中南部には、国の特別天然記念物に指定されているカモシカが生息する。また、大峰山脈の稜線近くで国指定天然記念物のオオヤマレンゲが、西吉野町の一部では奈良県指定天然記念物のフクジュソウが、それぞれ自生している。一方、北部には奈良県指定天然記念物の暖地性植物「籠（へら）の木」もあり、南北に長い市域には多様な生態系が見られる。なお、本市南東部の吉野熊野国立公園の区域は、大台ヶ原・大峯山・大杉谷生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）として国連教育科学文化機関（ユネスコ）に登録されている。

気候は北部地域では比較的温暖で少雨であるのに対して、南部地域では標高が高いため、夏季は冷涼で降水量が多く、冬季は寒冷で降雪がある。

④ 歴史的条件

本市には、奈良時代の創建とされる榮山寺や、井上内親王・他戸親王などを祀る御霊神社等の社寺、南北朝時代の賀名生皇居跡、五條猫塚古墳に代表される近内古墳群等の遺跡など、古代・中世の貴重な文化財が数多く伝えられている。また、江戸時代後期には、市の中心部に幕府の代官所が設置されるなど、このころから南和地域の政治・行政の拠点としての役割を果たしてきた。

市内には和歌山につながる「紀州街道」や、大阪につながる「河内街道」、奈良につながる「下街道」、三重につながる「伊勢街道」、紀伊山地を南北に貫く「西熊野街道」、さらにはかつて水運が盛んであった吉野川などがあり、交通の要衝として古くから多くの人々や文化の往来を育んできた。旧紀州街道の新町通り沿いには、江戸時代以降の町家が残し、当時の面影を今に伝えており、平成 22 年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

さらに、市の南東部の山岳地帯には、古代以来の修験道の行場である「大峯奥駈道」があり、熊野古道等を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」は、平成16年にユネスコ世界文化遺産として登録されている。

また、明治末期、五條市から十津川村をつたい新宮市までを結ぶ「五新鉄道」の建設が昭和12年から着工されたが、太平洋戦争により工事が中断し、完成することなく吉野川横断の橋脚、生子トンネルなどの遺構がそのまま残っている。現在は、五新鉄道の新たな活用に向けて検討が進められており、平成29年には、西吉野町で「未成線」をテーマとした全国初のサミットが開催され、全国各地から6つの未成線団体が集まった。

⑤ 社会的条件

広域幹線道路として、北部地域において京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道の整備が進められている。そのうち五條道路については平成18年6月から2車線暫定供用開始しており、また、大和御所道路（御所区間）についても暫定供用開始しているところである。その他、和歌山県新宮市までを結ぶ国道168号、御所市や和歌山県の橋本市に向かう国道24号、大阪府の河内長野市に向かう国道310号、吉野郡に向かう国道370号などの道路が整備されている。一方、生活道路においては、整備が十分でないところもあり、広域幹線道とのアクセス改善などが重要な課題となっている。

鉄道については、JR和歌山線により大阪、奈良、和歌山と結ばれている。

また、本市は地域によって生活経済圏が異なる状況が見られる。白銀南地区及び宗桧下地区は、県道下市宗桧線の沿線に位置することから、従来より下市町、大淀町が生活経済圏になっている。一方、白銀北地区は県道赤滝五條線と県道平原五條線、また、宗桧上地区は県道勢井宗川野線、同じく宗桧中地区及び賀名生地区は国道168号の沿線にあるため、本市中心部が生活経済圏になっている。大塔地域においては、国道168号及び県道篠原宇井線沿道に多くの集落があり、本市中心部が主な生活経済圏となっている。

合併後の西吉野地域、大塔地域を含め五條市全体において過疎が進んでおり、地域の生活を支える移動手段の確保のため、公共交通の利便性向上を目指した路線再編などを図ることが課題となっている。

⑥ 経済的条件

農業は本市の北部地域において、林業は南部地域において重要な産業となっており、農家戸数、林家戸数の県全体に占めるシェアはそれぞれ、9.6%（2015年農林業センサス）、7.5%（令和元年奈良県林業統計）と、人口の対県シェア（2.3%：平成27年国勢調査）に比較して大きくなっている。特に農業は、国営総合農地開発事業の実施により、全国でも屈指の柿の生産地となっている。しかし、農産物の輸入自由化が進むなかで、柿や梅などの果樹農業は、国内産地の競争や消費動向の多様化などにより、その環境は厳しさを増している。今後は、柿・梅の一次産品だけでなく農産物加工品などによる高付加価値化、果樹栽培品目の拡充、観光農業の推進など、新たな農業需要を創出する必要がある。

一方、林業においても、木材価格の低迷、就労者の高齢化、後継者不足など、取り巻く環境は厳しい状況が続いており、それらを改善するため、林業生活基盤の整備、観光林業の展開、間伐

材を活用した木工品や新素材の開発、特用林産物の振興などに取り組む必要がある。

工業については、木材製品、機械製品、プラスチック製品の製造業が中心であり、テクノパーク・ならへの企業の誘致等による工業の振興策が行われ、令和2年の工業統計調査によると事業所数、年間製造品出荷額の県全体に占める割合は、それぞれ4.3%、4.4%となっている。

商業については、JR 五条駅周辺の商店街及び幹線道路沿道における商業施設が主なものとなっている。なお、平成28年の経済センサス活動調査によると年間販売額の対県シェアは卸売業2.0%、小売業1.5%となっており、いずれも人口の対県シェア（2.3%：平成27年国勢調査）を下回っており、購買力が地域外に流出していることがうかがえる。

観光産業については、豊かな自然資源、歴史・文化資源を背景とし、様々な観光振興策等により、多くの観光客がこの地域を訪れている。しかし、新型コロナウイルスの影響により令和2年の観光入込客数は減少している。

⑦ 過疎の状況

<人口の動向>

五條市の人口は、昭和35年の国勢調査では43,477人であったのが、昭和60年において39,600人にまで減少し、その後、平成7年にかけて40,871人にまで増加したものの、平成12年国勢調査では、39,928人と再び減少に転じ、平成27年国勢調査では30,997人と人口減少が続いている。また、平成7年国勢調査以降、65歳以上の高齢者数が14歳以下の年少者数及び15～29歳の若年者数の合計を上回っており、少子高齢化が確実に進行している。

かつて基幹産業であった林業の低迷や雇用に大きく結びつく他の産業が無く、交通の不便さも加わり若者の流出に歯止めがかからないことが過疎化の主な要因となっている。

<過疎地域の指定状況とこれまでの対策の成果>

本市は、従来より過疎地域に指定されていた「旧西吉野村」、「旧大塔村」との合併により、「過疎地域自立促進特別措置法」第33条第1項の適用を受け、市全域がみなし過疎地域に指定され、その後、平成29年の法改正により、市全域が過疎地域に指定された。

これまでの過疎地域対策では、道路、下水道、簡易水道、公営住宅、消防・防災および地場産業や観光振興など、社会基盤や定住環境の整備に努め、一定の成果が上がっているが、更なる生活環境の整備や地域の特色ある資源を活用した魅力ある産業づくりなど、自立的な地域社会を目指したハード・ソフト両面からの対応が求められている。

⑧ 社会経済の発展方向

五條市では、平成20年に第5次五條市総合計画を策定後、平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方版総合戦略の策定が努力義務化され、平成27年に「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その実現に向けて施策を推進してきた。また、近年の災害の頻発化・激甚化を背景に平成25年度に制定された「国土強靱化基本法」第13条では、市町村は国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化地域計画が策定できるとされている。

これらの計画を一体的に策定することで市がめざす方向性を明確化し、実行力のある計画と

するために令和2年3月「五條市ビジョン」を策定した。

「五條市ビジョン」では、本市のまちの将来像を『「五條」ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち』と定め、五條市の地域の宝、そしてそれらを大切にしながら生活する人々の思いをつなげ、新しい価値を創造し、それを本市のブランドとして発信することで、市民の本市への愛着、そして地域の経済力を継続的に高めていくことを掲げている。また、五條市の基本理念として「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」「第二條 安心して定住できるまちをつくる」「第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる」「第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」「第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる」の5つを掲げ、まちづくりを進めている。

これらのまちづくりの方向性を踏まえ、地域特性や人材、各種資源を有効に結び付けながら、地域間の連携を強化するとともに、県とのまちづくりに関する包括協定による県との連携及び協働、周辺市町村との連携を強め、南和地域における交流拠点として活力と魅力を創造していくことが、本市発展の方向性であると考えている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本市の人口推移を見ると、昭和 35 年から減少傾向を示しており、平成 27 年国勢調査では 30,997 人にまで減少している。減少率で見ると、平成 2 年から平成 17 年の 15 年間で 6.3%であるのに対して、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 17.1%と、減少率が大きくなっている。

年齢別での推移をみると、15 才から 29 才までの若年者比率は昭和 45 年から減少している一方、65 歳以上の高齢者比率は、昭和 35 年から増加を続けており、平成 27 年では、若年者比率 13.5%、高齢者比率 34.0%、全人口の 3 割以上が高齢者となっている。

最近の人口推移を見ると、五條市全体では、平成 27 年には 32,899 人（住民基本台帳 3 月 31 日現在）であったが、令和 2 年には 29,860 人（住民基本台帳 3 月 31 日現在）となり、5 年間で増減率は、▲9.2%となっている。

なお、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」推計人口によると、本計画の目標年次である令和 7 年の 65 歳以上の高齢者比率は、42.7%になると予測されるなど、さらに高齢化が進行することが想定される。

表 1.1 人口の推移

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総 数	43,477	40,892	▲5.9%	39,869	▲2.5%	37,375	▲6.3%	30,997	▲17.1%
0～14 歳	13,242	9,093	▲31.3%	7,433	▲18.3%	4,909	▲34.0%	3,019	▲38.5%
15～64 歳	27,252	27,358	▲0.4%	26,089	▲4.6%	22,886	▲12.3%	17,444	▲23.8%
15～29 歳(a)	10,197	9,306	▲8.7%	7,410	▲20.4%	6,077	▲18.0%	4,186	▲31.1%
65 歳以上(b)	2,983	4,435	48.7%	6,308	42.2%	9,580	51.9%	10,528	9.9%
(a)/総数 若年者比率	23.5%	22.8%	-	18.6%	-	16.3%	-	13.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	6.9%	10.8%	-	15.8%	-	25.6%	-	34.0%	-

(資料) 国勢調査

表 1.2 最近の人口推移

区 分	平成 22 年 3 月 31 日		平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	増減率	実数(人)	構成比	増減率
総 数	36,033	-	32,899	-	▲8.7%	29,860	-	▲9.2%
男	17,199	47.7%	15,677	47.7%	▲8.8%	14,195	47.5%	▲9.5%
女	18,834	52.3%	17,222	52.3%	▲8.6%	15,665	52.5%	▲9.0%

(資料) 住民基本台帳

表 1.3 人口の見通し

	和暦	総 数(人)				割 合(%)		
		総人口	15歳未満	15~64歳	65歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上
実績値	昭和45年	41,546	9,639	28,043	3,864	23.2	67.5	9.3
	昭和50年	40,892	9,093	27,358	4,435	22.2	66.9	10.8
	昭和55年	40,089	8,293	26,635	5,150	20.7	66.4	12.8
	昭和60年	39,600	7,811	26,200	5,566	19.7	66.2	14.1
	平成2年	39,869	7,433	26,089	6,308	18.6	65.4	15.8
	平成7年	40,871	6,951	26,278	7,631	17.0	64.3	18.7
	平成12年	39,928	6,066	25,077	8,785	15.2	62.8	22.0
	平成17年	37,375	4,909	22,886	9,580	13.1	61.2	25.6
	平成22年	34,460	3,937	20,550	9,973	11.4	59.6	28.9
	平成27年	30,997	3,019	17,444	10,528	9.7	56.3	34.0
推計値	令和2年	27,599	2,402	14,512	10,685	8.7	52.6	38.7
	令和7年	24,364	1,937	12,033	10,394	7.9	49.4	42.7
	令和12年	21,360	1,564	9,814	9,982	7.3	45.9	46.7
	令和17年	18,573	1,263	7,985	9,325	6.8	43.0	50.2
	令和22年	15,941	1,035	6,335	8,570	6.5	39.7	53.8
	令和27年	13,478	837	5,066	7,576	6.2	37.6	56.2
	令和32年	11,269	665	4,073	6,530	5.9	36.1	58.0
	令和37年	9,301	525	3,321	5,455	5.6	35.7	58.7
	令和42年	7,601	417	2,666	4,518	5.5	35.1	59.4
	令和47年	6,151	333	2,093	3,725	5.4	34.0	60.6

(資料) 人口ビジョン

② 産業の推移と動向

本市は、国営総合農地開発事業の実施により、全国屈指の生産量を誇る柿栽培を中心とした農業に特色を有しているが、農業就業者の高齢化や後継者不足の深刻化などにより、農家数は減少傾向にある。

林業においては、市内の林家経営規模は零細であることに加え、木材価格の低迷、就労者の高齢化、後継者不足などの問題により、その取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

工業は、従来従業員1人～3人程度の零細事業所が多いことが特徴であったが、近年テクノパーク・ならに加えて南大和テクノタウン(北宇智工業団地)も開発され、企業誘致もほぼ完了し、従業員30人以上を有する事業所が増加している。また、製造品出荷額も最近の景気動向に影響されながらも、比較的堅調に推移している。

商業は、JR 五条駅周辺の商店街及び幹線道路の沿道を中心に展開されているが、商店街では空き店舗が増加し、店舗数や販売額は減少し続けている。中心市街地の幹線道路の沿道では、チェーン店の微増はあるものの、従業員1人～3人の小規模店舗が大半を占めている状況にある。

観光面では、世界遺産に登録された大峯奥駈道をはじめ、美しい河川や山岳、特色ある歴史資源に加え、温泉施設を有しており、これらにふれ親しむことを目的とする観光客は、平成23年の紀伊半島大水害により減少したものの、復興が進み、近年は年々増加してきている。

産業別就業人口の動向では、第一産業の就業人口比率は、昭和35年から平成2年まで減少し続けその後は約15%で推移している。第二次産業の就業人口比率は、平成2年までは増加傾向を示していたが、平成7年から減少に転じ、平成27年では24.7%となっている。

第三次産業の就業人口比率は、増加傾向を示しており、平成27年では58.7%となっている。なお、昭和60年以降は、就業人口の5割以上が第三次産業従事者となっている。

今後は、人口の減少に伴い、就業者人口総数は減少し続けることが予想される。また、産業別

就業人口構成比では、第一次産業人口の構成比がさらに減少することが予想され、良好な山林をいかに維持していくのかが課題となる。

このような状況から、農業と観光の融合など、自然環境の保全を重視しつつ、未利用地の活用と土地の高度利用を図り、都市機能と自然環境が調和する機能的な産業構造の確立が望まれている。

表 1.4 産業別人口の動向

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率
総 数	19,170 人	-	19,169 人	0.0%	20,794 人	8.5%	18,889 人	▲9.2%
第一次産業 就業人口比率	44.0%	-	38.3%	-	33.3%	-	25.8%	-
第二次産業 就業人口比率	18.9%	-	20.8%	-	25.7%	-	26.2%	-
第三次産業 就業人口比率	37.1%	-	40.8%	-	41.0%	-	47.9%	-

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率
総 数	18,768 人	▲0.6%	18,652 人	▲0.6%	18,775 人	0.7%	19,713 人	5.0%
第一次産業 就業人口比率	23.4%	-	20.6%	-	17.5%	-	15.7%	-
第二次産業 就業人口比率	27.0%	-	27.8%	-	30.7%	-	30.5%	-
第三次産業 就業人口比率	49.5%	-	51.1%	-	50.9%	-	52.8%	-

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率
総 数	18,545 人	▲5.9%	17,124 人	▲7.7%	15,086 人	▲11.9%	14,549 人	▲3.6%
第一次産業 就業人口比率	14.6%	-	15.4%	-	14.3%	-	15.5%	-
第二次産業 就業人口比率	29.6%	-	27.2%	-	24.4%	-	24.7%	-
第三次産業 就業人口比率	55.7%	-	57.3%	-	58.8%	-	58.7%	-

(実数比率は分類不能を含むため、必ずしも 100%にはならない)

(資料) 国勢調査

(3) 行財政の状況

① 財政の現況と動向

普通会計の令和元年度決算は、歳入総額 21,749,681 千円、歳出総額 21,529,920 千円で、歳入歳出差引額は 219,761 千円、実質収支は 199,398 千円である。歳入総額及び歳出総額の伸びは、平成 22 年度から 27 年度で歳入 8.0%、歳出 12.3%、27 年度から令和元年度では歳入 2.1%、歳出 4.3%と、平成 22 年度より歳入も歳出も増加している。歳出においては、義務的経費が歳出総額に対し平成 22 年度 53.4%、27 年度 41.8%、令和元年度 39.4%と減少傾向となっている一方、投資的経費は平成 22 年度 12.0%、27 年度 15.4%、令和元年度 24.2%と増加傾向となっている。

財政指標の状況では、財政力指数が、平成 22 年度 0.36、27 年度 0.35、令和元年度 0.36 と概ね横ばいとなっているが、地方交付税交付金への依存度が高い厳しい財政状況が続いている。実質公債費比率は減少傾向が続いていたが、平成 29 年度から増加傾向に転じ、令和元年度は 15.0%となっている。経常収支比率は、平成 22 年度の 86.3%から微増減を繰り返しながら令和元年度には 99.5%まで上昇しており、財政構造の硬直化が進んでいる。地方債現在高は、平成 22 年度から平成 27 年度まで減少していたが、令和元年度にかけて再び増加傾向となっている。

以上のことから、今後とも合併特例債や有利な起債の活用を図りながら自主財源など歳入を確保すると共に、引き続き徹底した事務事業見直しなどの歳出削減により健全な財政基盤を確立していく必要がある。

表 1.5 財政の状況

(単位：千円、%)

	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	19,737,859	21,310,500	21,749,681
一般財源	12,104,093	11,960,221	12,845,698
国庫支出金	2,181,697	2,770,662	2,150,991
県支出金	1,240,913	1,182,200	1,648,213
地方債	1,725,000	3,776,600	4,352,600
うち過疎対策事業債	198,100	2,022,200	3,294,700
その他	2,486,156	1,620,817	752,179
歳出総額 B	18,387,105	20,640,849	21,529,920
義務的経費	9,815,747	8,627,429	8,481,364
投資的経費	2,199,369	3,171,854	5,219,988
うち普通建設事業	2,117,512	3,089,119	4,632,591
その他	6,371,989	8,841,566	587,397
過疎対策事業費	343,679	2,393,218	3,730,433
歳入歳出差引額 C (A - B)	1,350,754	669,651	219,761
翌年度へ繰越すべき財源 D	301,057	63,946	20,363
実質収支 C - D	1,049,697	605,705	199,398
財政力指数	0.36	0.35	0.36
公債費負担比率	25.2	21.3	23.0
実質公債費比率	17.0	14.1	15.0
起債制限比率	14.8	-	-
経常収支比率	86.3	92.8	99.5
将来負担比率	170.1	119.7	123.2
地方債現在高	28,072,146	25,250,304	27,713,005

(資料) 五條市

② 施設の整備水準の現況と動向

市道の改良率は、令和元年度末において34.9%と低く、舗装率は76.2%となっている。

林野1haあたりの林道延長は、令和元年度末で4.4m/haとなっている。

水道普及率は、令和元年度末で99.9%となっているが、大塔地域では低くなっている。

水洗化率は、令和元年度末で78.7%となっており、さらに整備を進める必要がある。

人口千人あたり病院、診療所の病床数については、令和元年度末で3.5床である。

学校の危険校舎面積比率は、令和元年度末において、小学校で0%、中学校で3.3%であり、中学校における危険校舎対策を進めていく必要がある。

表 1.6 主要公共施設等の整備状況

	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	令和元年度末
市道				
改良率(%)	14.2	19.9	25.7	34.9
舗装率(%)	26.6	72.1	74.3	76.2
農道				
延長(m)	-	-	-	-
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	-	-	-
林道				
延長(m)	52,691	70,517	85,857	94,283
林野1ha当たり林道延長(m)	2.4	2.6	4.0	4.4
水道普及率(%)	80.0	84.9	94.7	99.9
水洗化率(%)	5.9	11.4	42.3	78.7
人口千人あたり病院、診療所の病床数(床)	3.4	3.5	5.5	3.5

(資料) 五條市

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域については、昭和45年以来、これまで4次にわたる特別立法により、各般の対策が展開されてきた結果、各種公共施設の整備や交流人口の増大等に一定の成果をあげてきたが、過疎地域からの人口流出は止まっておらず、引き続き厳しい状況にある。

こうした中、本市は、県平均を上回るペースで高齢化が進行しており、保健・福祉・医療に対する住民ニーズが増大・多様化するなど、今後ますます行政需要が増大していくものと見込まれ、住民と行政がともに地域を支えていく取組が重要となっている。

しかし、過疎化の進む地域では、住民相互の互助活動などが機能しなくなり、さらには集落の維持が行えなくなることも考えられる。

近年の社会潮流として、人々の価値観や生活の多様化、SDGs（持続可能な開発目標）への取組意識の高まり、地方回帰の機運の高まりなどが生じている。また、地震や局地的集中豪雨、台風等による大規模災害が全国各地で起こっており、本市においても、平成23年に紀伊半島大水害により甚大な被害に見舞われ、特に中山間地域での自然災害に対する備えの重要性が認識されている。

奈良県においては、「奈良県過疎地域持続的発展支援方針」で、①住み続けたいくなる、還りたくなる地域づくり、②訪れてみたいくなる地域づくり、③力強い市町村づくり、の3つを柱として、人が集まる「拠点の形成」と「人材の確保・育成」を推進することとしている。

また、「奈良県南部・東部振興基本計画」では、上記の方針に基づき、「1. 住み続けたいくなる、還りたくなる地域づくり」「2. 訪れてみたいくなる地域づくり」「3. 力強い市町村づくり」を戦略の3本柱に位置づけ、まちづくりに取り組んでいくこととしている。

一方、本市では「五條市ビジョン」において「1) 子どもを育てたいまちをつくる」「2) 安心して定住できるまちをつくる」「3) 地域資源を活かした産業のまちをつくる」「4) 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」「5) すべての人が社会参加するまちをつくる」という5つの基本目標を定めまちづくりに取り組んでいくこととしている。また、この5つの基本目標に連動して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では5つのプロジェクトを掲げている。

以上、社会潮流や県の方針、計画、五條市の上位計画を踏まえ、国や県、周辺市町村との支援・協力関係を強化しながら、地域の活性化と持続的発展を図るため、基本方針として以下の3つを掲げることとする。

① 地域資源を最大限に活用した交流の促進

本市は、多彩な自然に恵まれるとともに、貴重な文化財や伝統文化などを数多く有している。特に、大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークや、世界文化遺産の構成資産である大峯奥駈道などの国内外に誇れる自然環境と文化資源の保全と様々な分野への積極的活用が求められる。

本市では今後京奈和自動車道、五條新宮道路等の整備により、高野・熊野への入口としての側面など、交通の要衝としての特性が強化されることから、それら地域資源の観光交流面での活用が大いに期待される場所である。

そのため、各観光交流施設、地域資源のPRや魅力化を進める一方、案内機能、誘導機能、滞

在機能などの各種交流基盤の整備を推進する。

② 市の活力を創造する産業の振興

本市の自立促進を図っていく上で、地域産業の振興を図り、地域内で雇用を創出していくことが重要な課題となっている。

本市は柿の産地として優良農地が整備され、既に大規模な共同選果場、奈良県果樹・薬草研究センターの整備が行われていることから、柿を中心とした果樹産業の更なる振興を進めながら、今後は農林業、商工業、観光レクリエーション産業などにおいても多彩な地域資源を活用し、地域の魅力を高め、人・物の交流を活発化させ、安定した雇用及び所得の確保に取り組んでいく必要がある。

そのため、果樹を含む第一次産業の経営安定化や工業団地への企業誘致、商店街の魅力化などの個別対策に加え、地域の第一次～第三次産業の連携による新たな地域ブランドとなる特産品の開発や体験交流の場づくり、後継者問題に対応した人材発掘と育成などの振興方策を推進する。

また、自然環境や地域景観を損なわず、環境に配慮した分野での新業種の創出を促進する。

さらに、これらに関連する特色ある地域産業の育成や雇用の創出など多様で力強い産業を振興するまちづくりを目指す。

③ 都市基盤・生活環境の整備

本市は広大な面積を有し、田園や果樹園の広がる地域や森林に抱かれた山間地域など、自然環境や気候条件等に多様性を有している。さらに各地域には、様々な時代に生み出された歴史的な資源を数多く有していることから、自然や歴史とのふれあいを通じ、便利さだけでなく、精神的な豊かさを持って暮らせる多様な環境や資源を備えている。

こうした地域の有する多様性を活かしながら、住民が生涯にわたって自主的に学ぶことができる環境整備に努める。また、児童・生徒達が学校教育を中心に、先人が培ってきた歴史や文化、規範を継承し、ふるさと学習を進め、時代の変化や困難の中から社会を生き抜く力、地域や他者を思いやる心、未来を拓こうとする意志と実践力を育むとともに、学校と地域・家庭が一体となった教育の充実に努める。

情報通信環境に関する地域間格差の解消や、大規模災害発生時に迅速に対応できるよう、陸上自衛隊駐屯地の誘致を含めた防災体制や救急体制の強化なども積極的に推進し、都市基盤や生活環境の充実した快適なまちづくりを進めていく。

また、少子・高齢社会が進展するなかで、保健・医療・福祉の一体化によるサービスの高度化、効率化を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で互いにいたわり、助け合い、安心して暮らすことができる取組を推進する。さらに、子どもを生み、育てるための環境を整備するなど、地域における子育て支援の推進を図り、すべての住民が健やかに暮らせるよう、やさしさとぬくもりのあるまちづくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づいて地域の持続的発展を進めていくにあたり、五條市ビジョンの総合戦略に記載された KPI から、特に本計画と関連性が高いものを基本目標に位置付ける。また、それぞれ

の施策、事業が実施された場合の市全体の基本目標として五條市ビジョンで示された将来人口である、「令和7年で26,034人」を位置付ける。

① 地域資源を最大限に活用した交流の促進

地域資源を活用した交流の促進に向け、関係人口増加の入口となり得る、ふるさと納税「体験型返礼品」の申込件数について、平成30年度の実績である25件を、5年後の令和6年に100件以上とすることを目指す。

② 市の活力を創造する産業の振興

地域資源を活かした産業振興に向け、令和2年4月に設立した五條市地域商社株式会社において、「観光・宿泊部門」「物販・ブランド化部門」「まちづくり部門」「エネルギー地産地消部門」のそれぞれにおいて一つ以上の事業を立ち上げることで、5年後に地域商社の新規事業数を「4件」以上とすることを目指す。

③ 都市基盤・生活環境の整備

子育て関連の支援施策等の推進により、子ども女性比^{*}の微増傾向を継続させることを目標とし、5年後における目標値は0.160と設定する。

また、防災体制の強化なども積極的に推進していくことから、従来の展示型訓練に加え、市民参加型防災訓練を実施し、市民の防災意識向上を目指す。

※子ども女性比：ある年の0～4歳の人口（男女計）を、同年の15～49歳女性人口で割った値。

（6） 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、本市最上位計画である「五條市ビジョン」を効果的に推進するにあたり、幅広く意見を聴取するために設置された「五條市ビジョン推進懇話会」を活用し、毎年度外部評価を実施する。

（7） 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

① 基本理念

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針としてファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の財務・品質・供給の全体最適を図ることを基本とする。

基本的な考え方として、次の3つの基本理念の実現を目指す。

3つの基本理念

<財政負担の軽減と平準化【財務】>

公共施設等の維持・更新にかかる経費の全体像を把握したうえで、維持管理や改修・更新の効率化及び各年度に発生する更新投資規模の調整を図ることで、財政負担の軽減と平準化を推進する。

<施設の計画的な保全【品質】>

施設に突発的な不具合や事故が起こってからの措置ではなく、予め劣化状態を把握しながら計画的に保全を講じていくことで、施設を利用する市民等の安全を守るとともに長期にわたり資産価値を良好に保ちながら公共施設等を運用する。

<施設需要の変化に対応した質と量の最適化【供給】>

少子高齢化、人口減少及びライフスタイルの変化等、市民ニーズの変化に対応して、総合的に行政サービス水準の維持・向上を図るため、施設機能の複合化や多機能化、再編・再配置などの取組を検討し、公共施設等の質と量の最適化を図る。

② 管理に関する基本方針

<点検・診断等の実施方針>

ア. 点検

公共施設等における不具合や事故等を未然に防ぐため、法令による定期点検を実施するほか、職員(施設管理者)による日常点検の実施を励行する。

日常点検では確認項目に基づき、建物・設備等の劣化や汚損などについて、主に目視等によって簡易な点検を行う。また、その励行に際しては、点検の仕方と時期・部位・着眼点などをまとめたマニュアルを作成して、職員(施設管理者)に対する研修・教育を実施する。

イ. 診断

老朽化の進んでいる公共施設等に対しては、点検結果を基礎資料として劣化診断を実施する。点検結果や劣化診断結果に関する履歴情報をデータベースに蓄積して、一元的・横断的に把握、活用できるようにする。

<維持管理・修繕・更新等の実施方針>

ア. 維持管理

公共施設等の維持管理における品質の安定と効率化を図るため、維持管理業務の発注に係る仕様を標準化する。

個別施設にかかる維持管理経費の情報を管理して、データベースに蓄積する。同種類の施設

における単位面積あたりの光熱水費などを横断的に比較することで、非効率が生じている施設とその要因を追求するなど、維持管理の効率化に向けた改善措置を図る。

イ. 修繕・更新等

予防保全で対応することを基本とする。問題が発生してから事後的に処置を行うのではなく、建物・設備等の状態や設置後の経年状況に応じて、予防的な修繕・更新・改修を計画的に実施する。

予防保全の実施に当たり、個別施設の修繕・更新・改修の時期とおおよその費用を取りまとめた中長期維持保全計画を作成する。計画の策定後においても、劣化診断の結果などを反映して計画の精度向上を図る。

中長期維持保全計画に示すスケジュールに基づいて、年度間の発生経費の平準化などを視野に入れながら、単年度の修繕計画及び予算措置を作成する。

<安全確保の実施方針>

法令による定期点検や日常点検において公共施設等に不具合箇所が認められた場合は、人身事故等の発生を未然に防ぐため、速やかに危険回避のための応急措置や適切な是正措置を図る。

予防保全の実施によって、突発的な不具合や機能停止、事故発生などにより市民が被る損害を未然に阻止する。

<耐震化の実施方針>

市民の利用に供している建物や被災時の影響が大きい建物について、旧耐震基準かつ耐震診断が実施されていない場合に、優先して耐震診断を実施する。その結果、耐震性能が基準値を満たしていない建物については、速やかに改修の実施を検討するが、建物の劣化や陳腐化が相当に著しいなど、建替えと比較して十分な費用対効果が得られないと判断されるような場合には、建替えを視野に入れた検討も行う。

<長寿命化の実施方針>

現在保有している建物のうち、今後も長期にわたって運用を続ける施設の建物については、物理的寿命に到達するまで使用していくために必要な延命化を、計画的な予防保全や機能的劣化の改修によって実施する。それにより、できるだけ建替えを抑制することで、中長期的に発生する投資的経費の総額を低減することに寄与する。

一方で新築(建替え)においては、建物の構造躯体や設備の耐久性・耐候性の向上及び施設のエネルギー消費効率の向上を図るとともに、施設の種類などの諸条件を踏まえた上で、スケルトン・インフィル工法(建物の構造体と内装・設備の分離)の導入などにより、将来的な需要の変化に合わせた用途変更への柔軟な対応を可能にする。

インフラ施設については、長寿命化を原則とし、既に長寿命化計画を策定している橋りょうにおいては、既存計画に基づいた取組を進める。

<統合や廃止の実施方針>

今後は、現在保有している公共施設の全てを現状と同規模・同用途で維持し続けることを前提とするのではなく、施設の需要と供給のバランスや財政状況などを総合的に勘案しながら、統合や廃止を視野に入れて利活用の方向性を検討する。

統合や廃止の方針を検討する際には、個々の施設に対して、「建物の性能・機能」と「施設の利用効率」の両軸から評価を行ない、方向性の目安とする。

今後も継続して保有すると評価される施設については、長寿命化を検討する。

施設の複合化や転用を図る場合は、地域単位での施設や人口動向などの状況を勘案しながら、小学校(現用または跡施設)の敷地・建物が持つ地域の防災拠点、コミュニティ拠点としての潜在力を活かした拠点形成や多機能化なども検討する。その際には、必要に応じて施設へのアクセス手段なども合わせて検討する。

インフラ施設の統合や廃止については、都市計画との連携において今後の方向性を検討する。

<売却・貸付等の実施方針>

市で保有しないこととなった資産の有効活用については、売却・貸付・交換・譲与などの方法がある。効率的な行政運営に資するため、売却・貸付等が可能な公共施設の整理を進め、資産のスリム化に努める。

建物性能、土地の形状、立地条件などに照らして資産価値が高く、財源として有効なものは、公募による売却を検討し、自主財源の確保に努める。

用途廃止されている、余剰スペースがある、集約後に未利用となったなど、低・未利用となっている公共施設については、データベースから抽出を行い、売却・貸付等について検討する。

<総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針>

公共施設等総合管理計画で掲げる目標の達成に向けたマネジメントの取組やフォローアップを行う専門部署を中心として「公共施設マネジメントシステム」を活用しながら、総量調整・維持更新費の年度間平準化・施設の統廃合・複合化などの取組に際し、全体最適の視点で部局間の横断的な調整を行う一元的な推進体制を構築する。

③ 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画における基本理念、基本方針に基づいて、公共施設等の維持管理等について整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

空き家を活用した定住促進として「五條新町通り」の町家をはじめ、本市が有している多彩な空き家等の住宅資源を活用した定住促進を進めるため、民間委託により「空き家バンク」を運営している。このような官民連携による取組に併せ、奈良県とともに移住支援金による支援をおこなっており、東京圏からの移住・定住促進を図っている。これらの取組を今後も継続実施し、移住・定住促進につなげていくことが求められる。

さらに、コロナ禍で生じた地方回帰の潮流を移住・定住につなげるため、地元企業と若者とのマッチングを強化するとともに、首都圏等での情報発信を強化し、過疎地域での雇用の場づくりやUIJターン、起業・創業を促進することが求められる。

② 地域間交流

本市の活性化を図るため、これまでも特色ある歴史資源、観光資源を活かした観光施設整備等により、交流人口の拡大に努めてきた。既存施設の機能維持と連携強化、さらにはイベントの企画開催等により、観光産業を活性化させ、都市住民との交流を今以上に促進することが望まれる。

また、これまで本市の文化、産業、歴史等に関連する自治体と交流都市協定を締結してきたことから、これらの自治体との交流促進を図る。行政と市民の協働の考え方のもと、個性ある地域づくりに対する市民の積極的参画が求められており、地域のニーズに対応した市民相互の交流・活動の場を整備することが求められる。

③ 人材育成

地域づくりを先導する新たなリーダー人材や、外部支援人材を発掘・育成するとともに、過疎地域と支援人材とのコーディネート機能を強化することが求められる。

(2) その対策

① 移住・定住

- 空き家は移住希望者の住居として整備するとともに、シェア・オフィスやサテライト・オフィスなどICTを活用した新たな就労の場としての整備を積極的に推進する。
- 特に手に職を持つ若者などをメインターゲットにし、積極的な移住施策を推進する。
- 空き家等を改修したシェア・オフィス等の整備への支援を推進する。
- 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進などにより、地域で働きたい移住希望者と地域の事業者とのマッチングを進める。

② 地域間交流

- 集客力の強化と交流機会拡大を図るため、官民連携による取組の拡充及び既存観光施設と地

域との連携を強化するとともに、周遊ルートの構築や交通基盤整備を推進する。

- 各種交流イベントを計画・開催し、さらに充実したイベントへと発展させ、京阪神圏や中部圏などの大都市圏住民との民間交流の核となる行事として拡充していく。
- 農山村や森林が持つ多面的機能の保全と活用を進めるため、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動として、グリーンツーリズムを促進するとともに、自然体験や農林業体験、市民農園による民間交流の活性化を図る。

③ 人材育成

- 地域おこし協力隊制度を活用して、地域活性化に意欲のある人材の移住を進めるとともに、地域で活躍するために必要な研修や企業支援等を行うことにより、地域を支える人材の育成を図る。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 2.1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	地域間交流促進事業	五條市	3-3-2 交流の促進

※備考欄は事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 基本的な方針

セーフティネットとしての公営住宅の役割を念頭におきつつ、将来的な人口減少を踏まえた住宅需要の動向や、県の整備方針(県営住宅との供給分担)なども考慮して、今後の適正な管理戸数を見定めながら、中長期的な視点で公営住宅の再編のあり方を検討する。

建替えの際には建物の長寿命化を前提にするとともに、奈良県住生活基本計画に基づく良好な住環境の創出に配慮する。また、整備に際しては、官民連携を視野に入れた財政負担の軽減と住宅ストックの品質の追求を図る。

② 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本市の農業は、北中部を中心に行われており、気候・地質ともに果樹栽培に適し、長年柿（富有柿、刀根早生柿等）と梅を中心に、梨、葡萄等の果樹が栽培されている。特に中部の丘陵地域を中心に整備された国営総合農地をはじめとした樹園地は、全国でも有数の柿の優良産地であり、近年では柿のハウス栽培や、奈良県果樹・薬草研究センターにおける加工技術研究及び生産に関する研究等が行われ、また、南部農林振興事務所による技術指導により、作物品種の増加、産品の高付加価値化への取組も行われている。

一方、南部は狭隘で急峻な耕地が多く、平地の多い北中部と比べ生産条件が悪くなっていることから、ほとんどが自給用作物である。

近年の農業情勢は、海外を含む他産地との価格競争等が激化するとともに、国民の間で食料の品質・安全性に対する意識が高まり、また、農業・農産地に対する価値観が変化する等の大きな変革期を迎えており、地域農業を発展・維持させていくためには、このような情勢変化に対応できる農業構造改革を推進しなければならない。また、近年では山間部に限らず、平野部においても有害獣による被害が発生している。

本市の農家当たり経営規模は、2015年農林業センサスを見ると100a（1ha）未満が約22%を占め、100a（1ha）以上は約78%となっている。第一次産業人口は、人口の流出や少子高齢化の進行により減少傾向にあり、農業従事者の高齢化や若者の農業離れなど、農業に従事する人材に関する問題は深刻化している。このため、農業を職業として魅力あるものにし、意欲と能力のある農業経営者及び経営体を育成していくことが必要である。今後は地域特性に応じた農業基盤整備の促進と、人材確保を含めた後継者育成が最も大きな課題となっている。

近年、農村は単に食糧生産活動による食糧供給の場だけでなく、国土の保全、水源のかん養など公益的機能のほか、都市住民に「ゆとり」と「やすらぎ」を提供する場として注目されており、青少年にとっても、多彩な動植物、歴史と伝統に根ざした地域文化は、貴重な教育資源とされている。

こうした農村への多面的な役割に対する期待は年々高まりを見せていることから、都市住民との地域間交流や若年層を中心とした定住の促進を図るため、生活環境施設の整備や良好な農村景観の保全・形成を促進し、ハード・ソフト両面から活力と潤いのある農村地域の創造に努める必要がある。

表 3.1 経営耕地面積

(単位：%)

地区別	0.5ha未満	0.5～1.0ha未満	1.0～2.0ha未満	2.0ha以上	合計
五條地区	18.2	18.2	27.3	36.4	100
牧野地区	16.7	59.0	24.4	0.0	100
北宇智地区	17.3	49.0	20.2	13.5	100
宇智地区	11.0	46.0	29.0	14.0	100
大阿太地区	7.3	17.1	29.3	46.3	100
南阿太地区	5.2	19.6	14.4	60.8	100
野原地区	9.2	18.4	27.6	44.9	100
南宇智地区	5.1	37.8	39.8	17.3	100
阪合部地区	7.5	24.3	15.0	53.2	100
白銀地区	0.5	2.4	7.4	89.7	100
賀名生地区	1.5	5.5	17.0	76.1	100
宗捨地区	15.8	24.6	17.5	42.1	100
大塔地区	0.0	0.0	0.0	0.0	-
合計	5.3	17.1	16.4	61.3	100

(資料) 2015年農林業センサス

表 3.2 農家戸数と専業兼業の推移

	農業戸数 (戸)	専業		兼業		兼業の比率	
		農家数(戸)	比率	農家数(戸)	比率	第一種	第二種
昭和60年	3,046	695	22.8%	2,351	77.2%	21.2%	78.8%
平成2年	2,726	620	22.7%	2,106	77.3%	19.0%	81.0%
平成7年	2,541	627	24.7%	1,914	75.3%	18.1%	81.9%
平成12年	2,220	466	21.0%	1,288	58.0%	22.9%	77.1%
平成17年	2,241	451	20.1%	1,123	50.1%	22.7%	77.3%
平成22年	2,123	466	22.0%	992	46.7%	19.9%	80.1%
平成27年	1,877	503	26.8%	740	39.4%	22.4%	77.6%

(平成12・17年については、専業及び兼業農家数に自給的農家数が含まれないため農業戸数と一致しない。)

(資料) 五條市統計情報・2015年農林業センサス

② 林業

本市の森林面積は21,671haを占め、南部の山間地域を中心に林業は行われている。森林面積の大部分は戦後拡大造林によって形成されたもので、今なお、間伐、枝打ちなどが必要な樹齢林が多いが、外材等の影響による不安定な木材価格、作業人員の高齢化などで十分な対応ができていない状況となっている。このような状況を受け、近年では、森林組合による若年層の雇用施策が推進されてきている。

また、森林施業の継続には、山から産出された木材を流通させ、収益により山林を維持することが重要であり、間伐材や小径木の円滑な流通を図るため、貯木場や乾燥・加工施設の整備を推進するとともに、木質バイオマスのエネルギー利用を推進し、地域内の木材需要を喚起する必要がある。

併せて、今後も若年層の増加と定住化促進にむけての条件整備や、林道等の生産基盤の整備が必要である。

表 3.3 五條市の林業

森林面積 (ha)								林野率 (%)	林家数 (戸)	
国有林				民有林						
人工林	天然林	その他	計	人工林	天然林	その他	計			
571	672	71	1,314	13,453	6,627	277	20,357	21,671	74.2%	606

(資料) 令和元年 奈良県林業統計

③ 商工業

本市の商業は、北部の JR 五条駅周辺の商店街及び幹線道路沿道における商業施設が主になっており、一部チェーン店の微増はあるものの、全般として個人経営で小規模なものが多くなっている。また生活圏の広域化や消費行動の多様化、余暇活動の拡大等、消費動向の変化の影響を受け、他都市への購買力の流出が進んでいるため、地元商店街の空洞化が進行している。また、市南部では少子高齢化が進み、商業施設が少なくなっている。

このような状況を受け、地域における求心力の維持や余暇環境の充実等の観点から、魅力ある商店街形成の推進、集客イベントの充実等ソフト面での対応が求められるとともに、市南部では商業サービスの享受が困難である人に対する施策の推進が望まれている。

本市の工業については、製造業が中心となっており、南大和テクノタウン（北宇智工業団地）等への企業誘致等の工業振興事業が進められている。

また、地域に内在する資源を有効に活用し、農産物の直販や加工など新たな産業活動の展開を図り、起業家支援施設の運営や起業相談・講座の開設等、市民や UIJ ターン者の起業に向けたハード・ソフト両面からの環境整備が求められる。

④ 観光レクリエーション産業

本市は、大峯奥駈道をはじめ、魚釣りやカヌー、ラフティングが楽しめる吉野川などの河川、ハイキングや自然散策が楽しめる山岳などの自然資源、古代の遺跡、榮山寺や御霊神社などの社寺、賀名生皇居跡、新町通り沿いの伝統的な町並み、旧五新鉄道の鉄道橋などの歴史・文化資源に恵まれている。特に大塔地域では、早くからプラネタリウムやロジ星のくになど様々な観光施設を整備しているほか、他の地域においても、温泉施設や宿泊施設などが整備されている。

今後は、大峯奥駈道を観光資源としても有効に活用するための整備を図るとともに、高野・熊野の入口として、いかに観光客を誘導してくるかが求められるため、様々な観光資源の機能充実とこれらを有機的に連携できる観光ルート・ネットワークの形成、老朽化が進行した施設の長寿命化、観光施設における駐車場やトイレなどの整備が必要である。

また、柿を中心とした果樹の体験農園など、農林業との連携による観光レクリエーション産業の振興を図り、地域全体で観光客を迎え入れるという意識を啓発し、観光客受け入れ体制を向上させることが求められる。さらに観光客の多様なニーズに対応できるよう、五條市地域商社株式会社とともに観光関係者はじめ市内の多様な産業関係者との連携を強化することが求められる。

⑤ 新たな産業分野の創出

人口の減少と産業の停滞による地域活力の低減は、早急に取り組むべき重要課題であると同時に、地域の人口維持、定住化促進のためにも産業の活性化は喫緊の課題となっている。また今後も進行することが予測される高齢化への対応も必要である。

このため、本市の良好な環境を保全しつつ、若者が魅力を感じる地域産業（業種）の創出と、高齢化社会に対応した産業、また本市の基幹産業である農林業を活用した観光レクリエーション産業など、地場産業としての定着・発展、そしてこれらを効果的に発信するための環境づくりが求められている。

(2) その対策

① 農業

- 農協、県、関係機関等の連携により、果樹農業や伝統的農作物及び新規振興作物についての生産・販売技術の向上を図るとともに、一次産品のみ依存することなく、農産品加工による高付加価値化や販売ルートの拡充を進める。
- 今後の農業振興を担う人材確保と定住人口の増加を目指し、集落環境や定住条件の整備と後継者育成に取り組む。
- 後継者育成へ向けては、魅力的な農業への転化を図るため、立地条件を活かした付加価値の高い作物の栽培を促進するとともに、観光レクリエーション産業など異業種の発想をとりいれ観光農業を進めるほか、特産品等の新規開発を促進し、地域ブランドの確立を目指す。
- 農業経営の安定を図り、営農意欲を喚起し、有害獣から農作物を護るため、防護柵及び駆除施設を設置するなど鳥獣害対策に対する取組を推進する。
- 五條市食肉処理加工施設において、捕獲した有害獣の獣肉を地域の資源として有効活用することで、地域を活性化させる。

② 林業

- 効率的な森林整備と作業環境の向上を目指し、林道、作業道路の開設及び改良、乗用モノレールの設置、機械化などを行い、労働条件の改善を図る。
- 林業の担い手の充実を図るため、林業従事者の就労環境・条件整備を推進する。
- 特用林産物等の振興など、林業の構造改革を推進する。
- 五條市林産物加工施設では、間伐材等の製材、チップ製造を行うことで林業の活性化を図る。
- 国指定特別天然記念物のカモシカによる造林地の幼樹の食害を防ぐため、造林地にカモシカ防護柵を設置する。これにより、希少動物の保護と、林業・木材産業の再生の両立を図る。

③ 商工業

- 北部の JR 五条駅を中心とした中心市街地においては、買物やレクリエーション、芸術・文化イベントなどの交流の場の充実により、総合的な商業・サービス機能の充実を促進する。また、南部においては様々な取組により商業サービスの充実を図る。
- 工業については今後、本市の基幹産業である農林業と連携した食品加工業への取組をはじめ、異業種間連携による複合経営等を促進する。

④ 観光レクリエーション産業

- 大峯奥駈道を観光資源として有効に活用するため、大峯山系や高野山の山並みを眺望できる高野辻のビューポイントや大峯奥駈道に接続する登山道の整備を図る。
- 本市が高野・熊野の入口でもあることから、京阪神方面等からの来訪者に対して、紀伊山地の霊場と参詣道への中継基地としての役割を果たせるよう、地域特性を活かした文化・観光交流施設の充実や、老朽化した宿泊施設の長寿命化、さらには五新鉄道跡を活用した新しい周遊ルートの設定、新町など観光拠点における駐車場・トイレ整備などの環境整備を推進す

る。

○吉野川活性化プロジェクト補助金等観光推進事業を助成し、観光事業の推進を図る。

○観光協会、商工会等各種団体との連携を強化するとともに、官民連携により設立した五條市地域商社株式会社においては、地域資源の魅力を見直し、それらを有機的に組み合わせ、新たな視点で観光をテーマとした圏域全体の活性化を目指す。

また、周辺市町村との連携強化による観光情報の共同発信、地域資源を活用した共同による体験型イベントの実施や、自然とのふれあいの企画等、広域観光施策を積極的に推進する。

⑤ 新たな産業分野の創出

○農林業や自然資源を活用した体験型レクリエーション等、都市住民向けの観光・レクリエーションのための環境を整備するとともに、関連施設等の機能整備を促進する。

○本市で発生するバイオマスを利活用することにより、環境にやさしい資源循環型社会の構築を推進する。

○遊休公共施設等を活用することで、サテライト・オフィス等都市部からの企業の誘致を進め、雇用の増加を図る。

○五條市地域商社株式会社では、様々な地域資源の組み合わせによる新商品等の開発を進めるとともに、新たな地域ブランドを確立し、イメージ戦略をもって都市圏等多方面への情報発信を行う。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 3.4 産業の振興にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1)基盤整備 農業	農業基盤整備事業	五條市	2-7-2 生活排水の適切な処理 3-1-1 農林業の振興
	林業	林業基盤整備事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	(4)地場産業の振興 加工施設	農林産物等加工施設整備事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	(9)観光又はレクリエーション	観光施設等整備事業	五條市	1-3-2 青少年健全育成の推進 2-3-2 地域福祉の充実 2-6-4 魅力ある公園の整備 3-3-1 観光の振興 3-3-2 交流の促進 3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用 5-4-2 コミュニティ活動の活性化
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農林漁業振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	商工業・6次産業化	商業等振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	情報通信産業	映像活用事業	五條市	3-3-1 観光の振興

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	観光	観光振興事業	五條市	3-3-1 観光の振興 3-3-2 交流の促進 3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源 としての活用 5-4-2 コミュニティ活動の活性化
	企業誘致	企業誘致・雇用対策事業	五條市	3-2-1 商工業の振興
	その他	林業等振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本市は、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、半島振興法に基づく「五條市産業振興促進計画」をふまえて次の方針で重点的に進めていく。

- 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- 産業分野間連携に係る仕組みの構築の検討
- 地域資源を活用した地域ブランドの確立を視野に入れた、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業の振興

表 3.5 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
五條市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 基本的な方針

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化に努める。

伝統的木造建築物など特殊な工法・建材による建物を活用している施設については、建築物の特性に適した方法で維持管理及び保全を実施する。

② 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報通信基盤

情報通信技術は、過疎地域と都市の地域間格差を是正する有効な手段であり、特にコロナ禍を踏まえ、どの地域でも教育や医療、必要な生活関連サービスを楽しむことができるよう、情報通信基盤のさらなる整備と利活用、先端技術の地域実装に取り組むことが求められている。

行政分野においては、国・県・市町村を接続している「総合行政ネットワーク」と県内全市町村を接続する「奈良県防災行政通信ネットワークシステム」が稼働している。また、県独自に県・市町村等を接続する全県的な高速情報通信基盤である「大和路情報ハイウェイ」を平成 16 年度より運用開始しており、平成 28 年度には東部・南部地域において異経路によるバックアップ回線を整備し、災害時においても情報通信が途絶しない信頼性の高い情報ネットワーク基盤の運用を実施している。また観光・交流分野でも Wi-Fi を利用したサービス情報収集が必須となりつつあることから、圏内の観光・交流施設への Wi-Fi 整備が求められている。

さらに、効率的・効果的な行財政運営を進めるなかでは、防災・医療・福祉面での情報通信手段の利活用が期待されるため、AI や RPA の導入・活用とともに、庁内のネットワーク化を進めていく必要がある。

(2) その対策

① 情報通信基盤

- 地震をはじめとする災害時における迅速な救命・復旧活動の展開に向け、防災行政無線を整備し、情報の一元化と、住民・事業者、ボランティア団体等との連携による防災体制の構築に努める。
- 情報格差の是正や地域住民の情報交流活動を促進するため、民間による携帯電話施設整備や地域公共ネットワークの整備を促進するとともに、災害等による情報通信の切断等が起こった場合は、迅速な復旧作業が行われるよう努める。
- 観光・交流施設への Wi-Fi 整備のほか、テレワーク、副業など、多様な働き方への対応に向け情報通信基盤の整備を促進する。
- 遠隔カンファレンスや遠隔診断など在宅医療の充実、また ICT を活用したリモート授業の推進等に対応可能な情報端末の普及促進を図る。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 4.1 地域における情報化にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	情報通信基盤整備事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 4-3-1 新たな情報提供システムの構築
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	情報通信施設等管理事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 4-3-1 新たな情報提供システムの構築

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画での記載なし。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本市の広域幹線道路においては、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道の整備により関西国際空港まで1時間程度となり、奈良県南部の玄関口として今後、国内外の各地との交流促進にも大きな可能性が広がっている。また、五條市と和歌山県新宮市を結ぶ国道168号が地域高規格道路五條新宮道路として整備が進められており、今後の広域的な交流についてもその可能性を広げている。

県道についても、改良率が低いものもあるが順次改良事業が進められている。

市道は現在、延長約799kmに達しているが、幅員が狭いうえに舗装率は76.5%、改良率は35.7%と低い状態にある。特に市南部においては、集落間や主要施設、幹線道路につながる生活道路として、これらの整備・改良が求められる。

農道や林道についても、地区によっては未整備な路線が多いことから、新設及び改良舗装が必要である。特に林道は、生産活動の効率化を図るのみならず、住民の生活道路、広域的な連絡道路、さらには観光道路としての役割をも担っており、その整備推進が必要となっている。

表 5.1 道路の状況（令和3年3月31日現在）

道路路線名	道路 (m)	橋梁		トンネル		左のうち				総延長 (m)
		箇所数 (ヶ所)	延長 (m)	箇所数 (ヶ所)	延長 (m)	舗装済		改良済		
						延長 (m)	舗装率	延長 (m)	改良率	
国道 24 号	9,962	24	317	0	0	10,279	100%	10,279	100%	10,279
京奈和自動車道	1,741	29	6,217	4	968	8,926	100%	8,926	100%	8,926
国道 168 号	27,938	55	3,770	13	5,834	37,542	100%	30,436	81.07%	37,542
国道 309 号	238	2	36	0	0	274	100%	274	100%	274
国道 310 号	8,398	12	581	1	199	9,178	100%	9,130	99.48%	9,178
国道 370 号	4,197	4	29	0	0	4,226	100%	4,226	100%	4,226
五條吉野線	8,202	8	621	0	0	8,823	100%	5,767	65.36%	8,823
橋本五條線	3,422	6	33	0	0	3,455	100%	1,981	57.34%	3,455
五條高取線	1,103	1	10	0	0	1,113	100%	1,113	100%	1,113
平原五條線	9,568	9	184	0	0	9,752	100%	5,624	57.67%	9,752
赤滝五條線	18,511	10	198	0	0	18,709	100%	3,789	20.25%	18,709
北宇智停車場線	284	0	0	0	0	284	100%	0	0%	284
五條停車場線	231	0	0	0	0	231	100%	231	100%	231
吉野川公園線	1,545	4	112	0	0	1,657	100%	1,657	100%	1,657
西佐味中之線	4,845	11	289	0	0	5,134	100%	5,093	99.20%	5,134
二見御幸辻停車場線	2,406	1	8	0	0	2,414	100%	979	40.56%	2,414
阪本五條線	11,864	5	116	0	0	11,980	100%	4,262	35.58%	11,980
下市宗松線	4,915	17	366	2	111	5,392	100%	2,469	45.79%	5,392
勢井宗川野線	11,077	11	127	0	0	11,204	100%	1,723	15.38%	11,204
高野天川線	4,538	4	205	0	0	4,743	100%	827	17.44%	4,743
高野辻堂線	7,328	10	102	0	0	7,311	98.40%	1,392	18.73%	7,430
篠原宇井線	10,786	10	107	0	0	10,893	100%	194	1.78%	10,893
富田林五條線	965	19	581	0	0	1,546	100%	1,546	100%	1,546
市道	790,861	400	7,090	11	1,587	611,715	76.50%	285,581	35.71%	799,538
農道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林道	93,149	137	1,089	1	45	56,511	59.94%	-	-	94,283

(資料) 五條市等

② 公共交通

本市では JR 和歌山線が市内を運行し 3 駅設置されているとともに、路線バスが主に国道 24 号、168 号を幹線系統として運行している。また、それらに接続するフィーダー系統としてコミュニティバスや予約制の乗合タクシーが運行し、市内の地域公共交通網を形成している。

路線バスについては、モータリゼーションの進行に加え、地域の過疎化、少子高齢化が深刻化しており、利用者の減少に伴う収支悪化のため、行政による負担金の拠出によって運行を維持している状況にある。また、路線バスの廃線への対応や補完するものとしてコミュニティバスや乗合タクシーを運行しており、それらを含めた行政の負担増大が課題となっている。

一方で高齢化社会において住民の日常生活を支える路線バスやコミュニティバスなどの地域公共交通網の維持・確保は重要であることから、バス停留所から離れた集落への対応等、より利便性の高い地域公共交通網の実現が求められている。

(2) その対策

① 道路

- 国道及び県道は幹線道路として住民生活や、産業面においても重要な役割を担う主要幹線であるため、利便性向上に向けた整備促進を要望する。
- 国道・県道に接続する道路の整備、既存道路の改良、集落、拠点施設、幹線道路を結ぶ狭隘な生活道路や集落内道路の整備・改修を推進する。

- 基幹農道とそれにつながる支線の拡幅整備などを推進する。
- 生産コストの低減、就労条件の改善など林業振興のほか、住民の生活道路、広域的な連絡道路、観光道路としても有効に機能させるため、既存林道の改修整備を推進する。

② 公共交通

- バス事業者、タクシー事業者と連携し、それぞれの得意分野を活かして担う路線・区域を整理し、より広く地域をカバーし、多くの市民が利用できるものになるよう、利便性と効率性の両立による持続可能な地域公共交通網を構築し、路線バス、コミュニティバス、予約制乗合タクシー等の運行を維持する。
- 公共交通がより使いやすくわかりやすいものになるよう、路線バス、コミュニティバス、予約制乗合タクシー等が連絡する交通結節点や各地のバス停等の利用環境の向上、企画乗車券による乗継負担軽減、わかりやすい公共交通マップの作成などの利用環境整備を行う。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 5.2 公共施設の整備、交通手段の確保にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道整備事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-2-1 安全な道路交通環境の確保
		通学路等交通安全対策事業	五條市	同上
	橋りょう	橋梁整備事業	五條市	同上
	(2)農道	農道整備事業	奈良県	3-1-1 農林業の振興
	(3)林道	林道整備事業	五條市	3-1-1 農林業の振興 4-2-1 安全な道路交通環境の確保
	(5)鉄道施設等 その他	鉄道施設等整備事業	五條市	4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通対策事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	交通施設維持	トンネル整備事業	五條市	4-2-1 安全な道路交通環境の確保
	その他	交通施設等整備事業	五條市	2-4-1 防犯体制の充実 2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保 4-2-1 安全な道路交通環境の確保
	(10)その他	道路等交通環境整備事業	五條市	

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 基本的な方針

総合的かつ計画的な施設管理を実現するための体制づくりや、公共施設マネジメントシステムの導入と並行しながら、全体最適の視点で施設の予防保全を実施して、長寿命化を推進する。

それぞれの施設に対して定期的に劣化程度の点検を行う。点検結果をもとに施設の種類ごとに個別施設の健全度評価を行ない、データベースを作成する。健全度と損害発生の影響程度の両面から、個別施設に対して行う修繕・更新の優先順位を付け、中長期的なスケジュールを組み立てて修繕計画を作成する。さらに、各年度に発生する修繕・更新経費の平準化などの調整を図りながら、単年度ごとの執行計画を組み立てる。

橋りょうについては先行して「五條市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、今後は当該計画に基づいて、劣化程度の進んだ橋りょうに適切な補強・補修を施すとともに、予防保全を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進する。

② 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

本市では、北部で上水道が供給されているほかは、簡易水道、飲料水供給施設等により、水が供給されている。令和3年3月31日現在、飲料水の供給施設は、簡易水道及び飲料水供給施設等の29施設あり、給水人口は1,062人となっている。

簡易水道等の供給地域は、急傾斜地に集落が点在しているため、数戸単位の小規模な取水施設が各地に数多く作られており、一部はなお自家水道に依存している。自家水道は大腸菌や濁水など衛生面に懸念がある。また、既存施設には昭和期に建設したもの等があつて老朽化が進み、人口の減少や高齢化もあつて、地元組合による施設の維持管理が困難な状態に直面している。

近年、山林等の手入れ、管理不足、農地造成や道路整備等による自然環境の変化にともない、水源のかん養、保水機能が著しく低下して、飲料水としての水量も不足がちで水質も悪化してきている。一方では、生活様式の変化に伴い使用水量が増加し、生活雑排水による水質の悪化が進みつつある。

これらの状況を改善するためには、既存施設の統合や老朽化施設の廃止を検討し、地域の状況に応じた適切な水道施設網を構築して、維持管理の軽減と経費削減を目指す整備計画を作成して対応していく必要がある。

表 6.1 簡易水道及び飲料水供給施設の現況（令和3年3月31日現在）

施設名	給水地区名	計画給水人口（人）	現在給水人口（人）	施設能力（m ³ /日）
大深簡易水道	大深・田殿・阪合部新田の各一部	275	125	84.0
和田簡易水道	和田・向加名生・屋那瀬・北曾木の各一部	780	401	241.8
立川渡簡易水道	立川渡・宗川野・西野の各一部	統合・予備	40	58.8
百谷簡易水道	百谷の一部	統合・予備	81	38.5
城戸簡易水道	城戸・川岸の各一部	490	119	100.7
宗松上簡易水道	勢井・西日裏・川股・平雄・茄子原の各一部	統合・予備	146	70.6
賀名生南簡易水道	黒淵・大日川の各一部	統合・予備	89	90.0
賀名生北簡易水道	滝・老野・江出・神野・屋那瀬・湯塩の各一部	統合・予備	286	168.1
白銀北簡易水道	奥谷・夜中・西新子・平沼田・湯川の各一部	統合・予備	596	297.3
白銀南簡易水道	唐戸・尼ヶ生・ハツ川・十日市・鹿場・城戸・陰地の各一部	統合・予備	165	45.6
宇井簡易水道	宇井・辻堂の各地区	137	49	71.8
小計（11ヶ所）		1,682	2,097	
樫辻飲料水供給施設	樫辻地区の一部	95	52	26.0
百谷飲料水供給施設	百谷の一部	統合・予備	52	23.8
赤松飲料水供給施設	赤松の一部	統合・予備	60	25.0
阪巻飲料水供給施設	阪巻・西野の各一部	統合・予備	74	25.0
永谷飲料水供給施設	永谷・西野の各一部	71	38	20.8
殿野飲料水供給施設	殿野の一部	60	37	20.0
小計（6ヶ所）		226	313	
川岸簡易用水施設	川岸の一部	49	28	14.4
天辻地区用水施設	天辻の一部	48	31	20.0
阪本市場地区用水施設	阪本の一部	48	80	20.0
小計（3ヶ所）		145	139	
合計（20ヶ所）		2,053	2,549	

（資料）五條市

② 排水処理施設

本市では、北部の一部に公共下水道の整備が進んでいるが、その他は、一部の地域に農業集落排水施設が整備されているものの、急峻な地形や集落が点在していることから公共下水道等の整備には至っていない。

これらの地域については、合併浄化槽の計画的な整備を図ることが必要である。また、農業集落排水施設においては計画的な改良及び機能強化が必要となっている。

今後、地域の合意形成の状況や地理的条件等に基づいて適切な方式を選択し、計画的に整備を進めていく必要がある。

③ ごみ処理施設

ごみ処理については、近隣市町と協力して広域連携によるごみ処理施設の整備を行い、ごみ処理の効率化と環境への配慮を図っている。また、中継施設（エコ・リレーセンターごじょう）の整備によりごみ処理施設へのごみの運搬をスムーズにしている。

SDGs に対する関心の高まりに応えるために、更なるごみ排出量の軽減等を図るため、市民に対する啓発に取り組むことが必要である。

④ 消防防災施設

消防施設については、消防車、ポンプ自動車、小型動力ポンプ等や、耐震性貯水槽等、消防団格納庫を配置中であるが、道路整備とともに配置を必要とする地区や、設備の老朽化が著しい地区については、新設及び改修が必要である。また、道路状況にあわせて小型動力ポンプ積載車、高規格救急車両などを適正に配置し、緊急時に備える必要がある。さらに南部の急峻な地形の地域では、水利の確保が困難なため、ダム湖や河川への緊急進入路も必要である。

さらに、奈良県広域消防組合との連携を密にし、消防車両等を含めた装備資機材等の整備などの検討が必要である。

また、自主防災組織の育成や消防団の活性化を図りながら大規模地震等に備えるとともに、住宅や建築物の耐震化や適切な管理等を推進することで、地域に即した防災体制の確立を行うことが必要である。

⑤ 空き家

平成 27 年度に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があることから、市内の空き家実態調査を行うとともに「五條市空家等対策協議会」を設置。多方面からの意見を聴取し、平成 30 年 3 月に策定した「五條市空家等対策計画」を基に空き家関連施策を推進しており、今後も引き続き継続していく必要がある。

⑥ 斎場

平成 19 年に竣工した斎場は、ほぼ通年運営をしており、休止できない施設であるため、建築物及び火葬炉等の設備機器の安定的稼働を確保する必要がある。

(2) その対策

① 水道

○既設水道施設の老朽化、水源の水量不足、生活様式の都市化による使用水量の増加、さらに水道未普及地域の解消に向け、策定した水道未普及・施設統合基本計画により、水道施設の更なる整備を推進する。

○一部の山間地域では民家が広範囲に点在しており、簡易水道施設、飲料水供給施設の整備は困難であるため、小規模の用水施設等を普及することにより、飲料水の確保を図る。

② 排水処理施設

○地域の状況や地理的条件等に基づいて適切な方式を選択し、計画的に公共下水道の整備を図る。

○既設農業集落排水施設の機能を保持するため、施設の計画的な改良及び機能強化を図る。

○地理的条件から下水道や集落排水施設の整備が適切ではない箇所については、合併浄化槽設置整備事業を推進する。

○し尿処理施設新設に伴う周辺整備を推進する。

③ ごみ処理施設

○資源ごみのリサイクル推進や分別収集の徹底等の減量化対策を図るとともに、生ごみ、廃食用油等のバイオマスを活用するなど、市内資源循環型社会の形成を目指した取組を進める。また、ごみ集積所の位置情報等の適切な管理を行い、不法投棄の監視体制を維持し、不法投棄の発生を防止するなど快適な環境づくりを推進する。

④ 消防防災施設

○複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応するため、耐震性貯水槽等や小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、消防車、防災倉庫等の整備、取り換え、拡充を行うほか、進入路を整備するなど防災施設や機能の充実を図る。

⑤ 空き家

○空き家については、市民や事業者と連携・協力しながら空き家発生の抑制、流通や活用の促進、所有者による適切な管理の推進、管理不全な空き家に関する措置の実施など対策を推進する。

⑥ 斎場

○斎場の安定的稼働を確保するため、建築物及び設備機器等の現状を把握し、長寿命化を念頭に修繕計画をたて、計画的な修繕を実施する。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 6.2 生活環境の整備にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道設備整備事業	五條市	2-7-1 安全な水の安定供給
	その他	統合原水供給施設整備事業	五條市	同上
	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道施設整備事業	五條市	2-7-2 生活排水の適切な処理
	地域し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全
6 生活環境の整備	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設等整備事業	五條市	3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進
	(5)消防施設	消防施設等整備事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 2-5-2 消防体制及び活動の充実
		消防車両整備事業	五條市	同上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	生活対策等整備事業	五條市	2-7-1 安全な水の安定供給 3-5-2 生活環境の維持と保全
	環境	生活環境等整備事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全 3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進
	危険施設撤去	危険施設撤去事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全
	防災・防犯	防災対策等強化事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 3-5-2 生活環境の維持と保全
	その他	生活環境対策等整備事業	五條市	3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進 2-6-3 火葬場・墓地の確保
	(8)その他	新市営墓地建設事業	五條市	2-6-3 火葬場・墓地の確保

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 基本的な方針

<上水道・下水道>

総合的かつ計画的な施設管理を実現するための体制づくりや、公共施設マネジメントシステムの導入と並行しながら、全体最適の視点で施設の予防保全を実施して、長寿命化を推進する。

それぞれの施設に対して定期的に劣化程度の点検を行う。点検結果をもとに施設の種類ごとに個別施設の健全度評価を行い、データベースを作成する。健全度と損害発生の影響程度の両面から、個別施設に対して行う修繕・更新の優先順位を付け、中長期的なスケジュールを組み立てて修繕計画を作成する。さらに、各年度に発生する修繕・更新経費の平準化などの調整を図りながら、単年度ごとの執行計画を組み立てる。

<供給処理施設>

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、今後も長期的に運用していく施設については、耐震性能の確保、並びに計画的な予防保全による建物・設備の長寿命化に努める。

みどり園は、五條市・御所市・田原本町の3自治体で構成する「やまと広域環境衛生事務組合」が整備した新ごみ処理施設「やまとクリーンパーク」に機能移転を行ったことから、平成30年度に解体を開始し、令和元年度に完了。跡地については周辺地域の意向を踏まえた整備を行う予定としている。

② 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 保育所及び児童館等

保育所については、園児数の減少や施設の老朽化などにより、統合や適切な用地への新築移転の整備が必要となっており、幼保連携型認定こども園として施設の統合・整備を進めている。

また、近年、就労形態の多様化等によって保育時間の延長や乳児の保育などの要望が高まってきているため、これらのニーズに対応することが求められる。

② 少子化対策の充実

本市においては、急速な少子化の進行に対応するため「五條市子ども子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援を中心とした少子化対策を推進しているが、更なる少子化対策の充実が求められる。

このため、五條市独自の少子化対策を整え、その推進を図る必要がある。

③ 高齢者福祉と障害者福祉

本市の高齢者人口（65歳以上）は、令和2年10月1日現在11,021人、人口比率は37.3%に達しており、平成23年の28.0%から10年間で9.3%増加している。超高齢社会の到来にともない、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も急増しており、特に中南部の山間部では、山中に点在している民家に居住するひとり暮らし高齢者等も多いことから、安否の確認や、災害時等の緊急時対応をはじめとした在宅福祉サービスの充実が求められる。

高齢者福祉施策としては、これまでも各高齢者の自立の程度に応じて生活支援などの在宅福祉サービスの提供を進めてきたものの、今後も多様化する全てのニーズに応えていくのは困難な状況になってきている。現在は、社会福祉協議会や地域のボランティア組織と連携して事業に取り組んでいるが、今後も高齢者が増加することが予測されることから、県や周辺市町村との連携強化や、地域ぐるみで地域の住民がサービス提供側として活動することに積極的に支援をしていくことが必要である。

一方では元気で活動的な高齢者も多いことから、豊かな人生経験を活かしながら積極的に地域社会に参加できる機会を創出することにより、介護予防や自立が図られるとともに、高齢者自身が住み慣れた地域で支え手側に回るなど社会参画できる豊かな健康長寿社会の形成が必要である。

介護保険制度の実施にあたり、高齢者本人と家族の希望が尊重されるよう、介護サービス基盤の整備及び適正な運営が求められる。特に、施設に比して立ち遅れている在宅サービスの充実が求められており、在宅介護サービス水準の確保のために市が単独で行う事業について充実を図る必要がある。また、自立はしているが支援を必要とする高齢者に対し、福祉ボランティア等の介護要員の確保に努めながら、ハード・ソフト両面にわたるきめ細かい福祉サービスの提供を図る必要がある。

このように、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、

住まい、生活支援等のサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステム体制を充実していくために、地域の実情に応じた多様な主体による高齢者支援サービスの提供体制の確保とそのため包括的な「まちづくり」を進めていく必要がある。

また、団塊の世代が75歳以上となり高齢化率も40%を超えると推測される2025年、高齢者人口がピークに達するとともに現役世代の人口が急減すると推測される2040年を見据え、包括的な支援体制として、複数分野が横断的に対応する「断らない相談支援」「社会のつながりと参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業を創設し、地域共生社会の実現に向けて取り組む必要がある。

障害者（児）については、コミュニケーションの難しさ等の生活上の問題や雇用状況の厳しさ等により社会参加が十分に進んでいるとはいえ、自立した生活をするのが難しい状況にある。家庭での療育は相当の負担を伴ううえ、近年の家庭環境の変化により養育が困難な家庭もみられることと、障害者の社会参加に対する理解を高める視点からも、支援体制を個々の家庭から地域レベルへ転換することが必要である。

また、近年、障害者の高齢化に加え、疾病等により中高年で障害をもつ人が増加していることから、検診や予防を充実させるとともに、障害の負担を軽減するための援護措置を積極的に行う必要がある。

今後は、障害者が家庭や地域で生きがいのある生活を営み、社会参加から社会的・経済的な自立へとステップアップできるよう、支援体制の一層の充実が必要とされている。

表 7.1 高齢者人口と高齢者人口比率（10月1日現在）

	比率（%）	65歳以上人口（人）
平成23年	28.0	9,848
平成24年	29.1	10,060
平成25年	30.2	10,281
平成26年	31.7	10,535
平成27年	32.7	10,700
平成28年	33.6	10,786
平成29年	34.7	10,904
平成30年	35.5	10,977
令和元年	36.4	10,996
令和2年	37.3	11,021

（資料）奈良県年齢別人口

④ 健康増進、保健活動の充実

要介護状態や寝たきり状態になる前に、自らの健康を持続することが、介護予防につながることから、保健対策・健康対策を推進する必要がある。

健康福祉に係る既存施設における保健対策はもとより、あらゆる世代の健康診断や健康相談、健康増進に資する施設の充実を図る必要がある。

今後、市民一人ひとりが豊かな生活を送るための健康管理を支援していくとともに、高齢化が進む中、介護及び医療保険制度の持続可能性を確保していくことが重要であり、そのためには健康に関する講座の開催や生涯スポーツ等の幅広い取組などにより市民の健康づくりを推進していく必要がある。

(2) その対策

① 保育所及び児童館等

- 幼保連携型認定こども園を整備するとともに、地域の子育て支援の拠点として、子育てを通じた市民交流の活性化を図り、全市的な子育て支援ネットワークの構築を推進する。
- 就労形態の多様化に応じ、0歳からの保育、延長保育及び一時預かり等子育て支援の充実ならびに児童館や放課後児童クラブ等の施設整備を図る。

② 少子化対策の充実

- 少子化が進行するなか、結婚活動の支援や、五條市独自の出産や子育てへの支援により少子化対策の充実を図る。

③ 高齢者福祉と障害者福祉

- さらに進行する高齢化に対応するため、保健・医療・福祉を一体化した高齢者対策、在宅福祉サービスの充実などを積極的に推進する。また、老人保健福祉計画の見直しとともに、介護保険事業計画に基づく介護サービスの充実や、在宅福祉、在宅介護に係る福祉施設の整備充実を図る。
- 介護サービスにおいては、関係機関との連携・協力強化により、ホームヘルパーなどの人材の確保やボランティアの組織化を促進することにより、訪問サービスなど地域内における在宅介護サービスを支える人材の確保に努める。
- 高齢者、障害者が市内で安心して生活できるよう、周辺市町村とも連携した相互支援体制や、住民一人ひとりが助け合いと福祉の精神を持つための啓発活動と活動拠点等の環境づくりを推進する。
- 様々な分野において、活動的な高齢者の参加機会を広げるとともに、世代を超えた多世代が交流できる場づくりを提供することにより、高齢者の健康増進施策や社会参加の促進などを積極的に推進する。
- 障害者の明るく安定した生活のために、保健、福祉、医療の連携した在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、社会参加のための条件整備等に努める。

④ 健康増進、保健活動の充実

- 食生活や生活様式の変化、高齢化や疾病構造の変化などにより、ガン、心臓病、脳卒中などによる死亡率が高まるだけでなく、これら疾病の低年齢化が進んでおり、青壮年期の健康づくりや健やかな老後に向けた健康保持・増進志向の必要性が高まっていることから、定期的な健（検）診の受診勧奨とともに、健康意識の向上や健康行動の継続に努める。さらに、妊産婦、乳幼児の健康診断、健康相談などのきめ細かなサービスの充実を図る。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 7.2 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1)児童福祉施設 児童館	児童福祉施設等整備事業	五條市	1-1-2 子育て支援の充実 2-3-2 地域福祉の充実
	(2)認定こども園	幼保連携型認定こども園整備 事業	五條市	1-1-2 子育て支援の充実
	(3)高齢者福祉施設 その他	高齢者福祉施設整備事業	五條市	2-3-1 高齢者福祉の充実
	(7)市町村保健センター 及び母子健康包括 支援センター	保健福祉センター整備事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実
	(8)過疎地域持続的発 展特別事業 児童福祉	児童福祉施設等整備事業	五條市	1-1-2 子育て支援の充実 2-3-2 地域福祉の充実
	高齢者・障害者福 祉	高齢者福祉推進事業	五條市	2-3-1 高齢者福祉の充実 2-3-2 地域福祉の充実
		障害者福祉推進事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実 2-3-3 障害者福祉の充実
	健康づくり	健康増進推進事業	五條市	2-2-1 成人市民の健康づくりの推 進
	その他	保健福祉等推進事業	五條市	1-1-3 結婚支援の充実 2-1-2 地域医療体制の充実 2-3-2 地域福祉の充実 2-6-1 計画的なまちづくりの推進

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 基本的な方針

<子育て支援施設>

○幼稚園・保育所

公立幼稚園と公立保育所は、「五條市立認定こども園整備基本計画（平成 30 年度策定）」及び「第 2 期五條市子ども子育て支援事業計画（令和元年度策定）」に基づき、公立幼保連携型認定こども園として、幼稚園と保育所の機能の一体化を図る。全ての幼保連携型認定こども園において適正な集団規模による就学前教育・保育が提供できる体制を整えるとともに、地域の子育て支援の拠点として公共施設の再編を推進する。

○幼児・児童施設

児童館や子育て支援センターについては、建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故の発生を未然に防ぐ。また、学校の余裕教室を活用した児童施設の導入など、公共施設の利便性の向上や総量の適正化に寄与する施設の複合化・多機能化の可能性を検討する。

<保健・福祉施設>

○児童福祉施設

学童保育所は、放課後児童の施設利用の安全性・利便性の向上を図るため、今後も小学校単位で設置を進めるとともに、建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化に努める。

建替えや新設が求められる場合は、学校の余裕教室を改修して活用するなど、放課後児童の施設利用の安全性・利便性の向上や公共施設の総量適正化に寄与する学校施設の複合化・多機能化の可能性を検討する。

○高齢福祉施設

高齢福祉施設については、今後一層の高齢化の進行とともに社会に求められる施設であることを念頭に置きつつ、一方で人口減少の進行などを踏まえて、各地域の需要に応じた供給のあり方を追求する。例えば、より積極的な民間活力の導入によって、民設民営などの手法も視野に入れた検討などを行う。

今後も運用を維持していく施設については、建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化に努める。

五條市立養護老人ホーム花咲寮については、令和 2 年 5 月に新築移転しており、計画的な予防保全による長寿命化に努める。

○障がい福祉施設

障がい福祉施設では、施設の管理者に対して建物・設備等の点検と記録を励行し、不具合箇所が確認された場合には適切な補修や修繕を実施する。計画的な予防保全や必要に応じた改修

等によって施設の長寿命化に努める。

○保健施設

保健施設は、建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化に努める。

南和広域医療企業団[※]が運営する公立病院との機能連携により、今後も適切に施設の運営を進める。

※奈良県、五條市及び吉野郡 11 町村で構成

② 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療体制の確保

本市北部地域は、五條病院と市内医療機関が緊密に連携を図り、医療提供体制の充実を今後も進める必要がある。また、南奈良総合医療センターは、県内の「へき地医療拠点病院」でもあり、市内だけでなく県南部地域のへき地医療対策として、医師派遣、巡回診療等を実施している。

本市南部地域については、今後更に市立診療所の診療機能等充実を図っていく必要がある。

これからの医療ニーズの複雑化、多様化に対応するため、近隣市町村や関係機関と連携して、人材や救急医療体制のネットワーク化などを進めるとともに、医師、医療技術者の確保などを行うなど、医療体制の充実を図ることが求められる。

(2) その対策

① 医療体制の確保

- 県及び南和地域1市3町8村が設立した南和地域の拠点となる南奈良総合医療センターや山間部における診療所の充実等、医療体制の整備・充実に努める。
- 病院を拠点とした医療、健康の増進を図るまちづくりを目指す。
- 南和周辺地区病院群輪番制運営協議会の運営についても、市民の安心・安全に密接に関係する医療機関の確保の観点から堅持していく。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 8.1 医療の確保にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1)診療施設 病院	病院施設整備等事業	南和広域医療企業団 五條市	2-1-1 救急医療体制の充実 2-3-2 地域福祉の充実
	診療所	診療所施設整備等事業	五條市	2-1-1 救急医療体制の充実 2-1-2 地域医療体制の充実
	(2)特定診療科に係る 診療施設 その他	医療機器整備事業	五條市	2-1-2 地域医療体制の充実
	(3)過疎地域持続的発 展特別事業 自治体病院	公立病院整備等事業	南和広域医療企業団	2-3-2 地域福祉の充実
	その他	公立病院周辺整備等事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推 進

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 基本的な方針

土地・建物の資産価値を評価し、改修の必要性、地域の公共機能の再配置のありかた、立地的な需要などを勘案して、今後の利活用の可能性を検討する。

② 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小学校・中学校

小学校は、令和2年5月1日現在、児童数が1,132名と平成22年5月1日に比べ667名の減少となっており、過疎化・少子化による児童数の減少が著しい。児童の減少に伴い、平成23年に発生した紀伊半島大水害により平成26年度から休校となっていた大塔小中学校が平成30年に廃校、令和2年には阿太小学校と宇智小学校が統合して五條東小学校が開校した。また、中学校においても、生徒の減少により、令和2年に五條中学校・野原中学校・西吉野中学校が統合し、新生「五條中学校」が開校した。さらに、令和3年4月に野原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校が統合し、「五條南小学校」が開校した。現在も「五條市学校適正化基本計画」に基づき、令和5年の北宇智小学校と五條東小学校の統合に向け、北宇智小学校・五條東小学校学校統合協議会で協議を継続しているところである。今後も過疎化・少子化による児童数・生徒数の減少が懸念され、学校適正化は避けられない状況にある。

今後の学校教育については、令和元年に策定された「五條市教育振興計画」で『心に大きな「夢」と「志」をもち、その実現に向けて考え、社会を生き抜く人間』の育成を五條市教育の目指す姿に掲げ、変化が激しく、将来の予測が困難な時代にあって未来の創り手となるために必要な知識や力を子どもたちが確実に身に付けられるようにしていく教育活動を進めていくこととしている。なお、中南部の山間地域等の交通利便性の低い地域では、スクールバスを運行し、通学の便宜を図っている。一部のバスでは老朽化が進行しており、その対応が必要である。

表 9.1 小学校別の現況（令和2年5月1日現在）

小学校名	児童数（人）			学級数（学級）			保有施設		
	H22.5.1	H27.5.1	R2.5.1	H22.5.1	H27.5.1	R2.5.1	体育館	プール	校舎（㎡）
五條小学校	298	170	202	14	10	14	1	1	6,044
牧野小学校	536	489	419	21	25	21	1	1	5,356
北宇智小学校	211	143	103	10	9	10	1	1	3,287
五條東小学校※	-	-	169	-	-	12	1	1	3,499
（阿太小学校）	94	47	-	8	9	-	-	-	-
（宇智小学校）	200	150	-	8	9	-	-	-	-
野原小学校	226	137	123	10	8	8	1	1	3,556
阪合部小学校	97	68	58	8	9	9	1	1	3,325
西吉野小学校	124	71	58	8	8	8	1	1	3,563
大塔小学校※	13	-	-	3	-	-	-	-	-
合計	1,799	1,275	1,132	90	87	82	7	7	28,630

※五條東小学校は、R2.4.1阿太小学校と宇智小学校が統合して開校。大塔小学校は、H30.3.31廃校。

（資料）学校基本調査等

表 9.2 中学校別の現況（令和2年5月1日現在）

中学校名	生徒数（人）			学級数（学級）			保有施設		
	H22.5.1	H27.5.1	R2.5.1	H22.5.1	H27.5.1	R2.5.1	体育館	プール	校舎（㎡）
五條中学校※	205	162	182	10	9	9	1	1	5,790
（野原中学校）	122	83	-	8	5	-	-	-	-
（西吉野中学校）	74	46	-	4	5	-	-	-	-
五條東中学校	264	251	186	10	11	11	1	1	3,666
五條西中学校	288	231	200	11	9	11	1	1	6,793
智辯学園中学校	415	370	270	10	9	9	1	1	3,394
大塔中学校※	7	-	-	2	-	-	-	-	-
合計	1,375	1,143	838	55	48	40	4	4	19,643

※五條中学校は、令和2年4月6日に五條中学校・野原中学校・西吉野中学校が統合。大塔中学校は、H30.3.31廃校。

（資料）学校基本調査等

② 高等学校

本市には3校の高等学校が立地しており、社会情勢の変化や生徒の志向にきめ細やかに対応できるよう、高度な教育内容の充実を図ることが求められる。

表 9.3 高等学校別の現況（令和2年5月1日現在）

高等学校名	生徒数（人）		合計
	全日制	定時制	
五條高等学校	792	6	798
五條高等学校賀名生分校	-	60	60
智辯学園高等学校	473	-	473
合計	1,265	66	1,331

※五條高等学校賀名生分校は、令和3年4月から西吉野農業高等学校に名称変更。
（資料）奈良県令和2年度学校基本数一覧

③ 幼稚園（認定こども園）

幼児期は、自立性、協調性といった社会生活上の重要な資質が培われるとともに、知的好奇心・探究心の急速な発達が起こるなど、人間形成の上で極めて大切な時期である。この間に適切な教育を施すことは極めて重要であり、施設の整備はもとより教育内容の充実、指導体制の強化を図るなどより質の高い教育環境の整備に努めなければならない。

表 9.4 幼稚園の現況（令和2年5月1日現在）

幼稚園名	園児数（人）	学級数（学級）	保有園舎（㎡）
五條幼稚園	47	3	1,580
西吉野幼稚園	10	3	462
合計	57	6	2,042

（資料）学校基本調査等

④ 生涯学習

ライフスタイルの変化にあわせて、生きがいや自己実現、健康増進を求める意識が高まっており、生涯学習に対する欲求も大きくなっている。同時に、社会教育、社会体育は、地域において生涯にわたって生きがいのある充実した生活を営み、同時に地域を考え、維持・発展させていくために不可欠なものとされている。

このため、地域に身近な公民館等のコミュニティ施設を活用し、地域への愛着や生きがいを育む学習など、地域の特徴に応じて特色ある生涯学習の推進を図ることが求められる。

また、地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、様々な教育活動へのボランティア参加等を通じて地域住民の絆づくりを進める観点から、地域の教育力の向上を図ることが求められる。

⑤ 文化・スポーツ活動

住民一人ひとりが心身ともに健全で豊かな人生を築くために、文化、スポーツ活動を行うことができる場の充実が求められる。

このため、地区公民館や図書館、体育館等の整備改修など、文化、スポーツ施設の整備を図るとともに、施設利用促進に向けた取組を進める必要がある。

(2) その対策

① 小・中学校

- 小・中学校で地域特性を活かした教育を推進し、子どもたちが学ぶ喜びを感じ、郷土に愛着と誇りを持てるような学校づくりを目指す。
- 各小・中学校の特徴を活かした、きめ細やかな特色ある教育の推進を図る。
- 遠距離通学となる児童生徒向けのスクールバスについて、引き続き安全運行に努めるとともに、老朽化の進んだバスについては、新たなバスの購入等を検討する。また、学校適正化を進める上で、学校統合により通学距離が遠距離通学となる児童生徒についてスクールバスの導入を検討する。
- 施設整備については、学校適正化の結果を踏まえ、新たな教育課題への対応も含めたものとする。
- 子どもたちの主体的な学びを推進し、より効果的な授業を行うため、学校教育に欠かせないICT機器の整備を進める。

② 高等学校

- 現在の社会情勢や生徒の志向に対応した教育の推進を図る。
- 施設整備については、特に生徒の安全性に配慮し、校舎等の改築・改良を推進する。
- 地域の産業基盤を活かした特色のある学校づくりを行う。

③ 幼稚園（認定こども園）

- 同年代とのふれ合い等生涯にわたる人間形成の基礎を培う場として、より充実したものにするため、教育内容の向上と運営体制の充実を図り、子どもたちの豊かな社会性と創造性を育む先進的な教育を推進する。
- 施設の老朽化や園児数の減少による集団規模の確保や異年齢交流などに対応するため、幼保連携型認定こども園を整備する。

④ 生涯学習

- 行政各分野が相互に連携し、人づくりや地域づくりをめざした住民参加による生涯学習の総合的な推進を図る。

⑤ 文化・スポーツ活動

- 市民が生涯にわたって学び、自他ともに高め合い生きがいのある人生を送るため、芸術や文化、スポーツへの参画の場を整えるとともに、市民の学習活動をへの支援や、スポーツや文化イベント等の充実を図る。
- 生涯学習の拠点施設である図書館については、利用者の安全性を確保するため、建替え等により他の公共サービスとの複合化やバリアフリー化を図るなど、利用者にとって利用しやすい図書館の整備となるよう、検討を進める。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 9.5 教育の振興にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	教育施設等整備事業	五條市	1-2-1 学校教育環境の充実 1-2-2 特色ある教育内容の推進
	屋内運動場	学校屋内運動場改良(改修) 事業	五條市	同上
	屋外運動場	学校屋外運動場改良(改修) 事業	五條市	同上
	水泳プール	学校プール改良(改修)事業	五條市	同上
	寄宿舎	高等学校学生寮整備事業	五條市	同上
	スクールバス・ポ ート	スクールバス購入事業	五條市	同上
	給食施設	学校給食センター整備事業	五條市	同上
	その他	教育環境等整備推進事業	五條市	同上
	(3)集会施設、体育施設 等			
	公民館	公民館等整備事業	五條市	4-4-1 文化・スポーツ交流の促 進
	集会施設	集会施設等整備事業	五條市	5-4-1 市民活動の支援
	体育施設	公園・体育施設等整備事業	五條市	2-6-4 魅力ある公園の充実 3-3-2 交流の促進 5-4-1 市民活動の支援
	図書館	図書館等整備事業	五條市	5-4-1 市民活動の支援

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	義務教育環境等整備推進事業	五條市	1-2-1 学校教育環境の充実 1-2-2 特色ある教育内容の推進
	高等学校	高等学校教育環境等整備等事業	五條市	同上
9 教育の振興	生涯学習・スポーツ	教育文化体育施設等事業	五條市	2-2-1 成人市民の健康づくりの推進 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進 5-4-1 市民活動の支援
	その他	教育文化施設等整備事業	五條市	2-6-4 魅力ある公園の充実 3-3-2 交流の促進 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進 5-4-1 市民活動の支援

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 基本的な方針

<学校教育施設>

○学校施設

学校施設については、平成 30 年 6 月に「五條市学校適正化基本計画」に基づいて「小中一貫教育の実現」「集団活動・規模の確保」を前提とした、小・中学校の適正化を引き続き進める。

○その他の教育施設

その他の教育施設については、建物・設備の日常的な点検や診断等を推進して、適切な衛生管理と予防保全によって事故の発生を未然に防ぐとともに、大規模修繕・改修を計画的に実施することによって施設の長寿命化を図る。

<文化系施設>

○市民文化系施設

市民文化系施設については、各施設の需要や立地環境、コスト、建物の性能などを総合的に勘案して、施設の存廃や管理体制の見直しなど、今後の再編・再配置方針を検討する。その際には、地域レベルでの公共施設の配置状況や同種施設の供給量等を踏まえ、複合化など地域の拠点形成と合わせた総量の圧縮に寄与する方策についても検討する。

今後も継続して保有していく施設については、耐震化などの必要な措置を取り、定期的な点検に基づく計画的な予防保全によって建物・設備の長寿命化を図る。

○図書館

図書館については、建物の耐震強度や劣化程度を具体的に把握して、将来的な改修または建替えなどの方向性を検討する。その際には、利用実態を踏まえ、図書館サービスの一層の充実に寄与する施設機能のあり方を追求するとともに、他の公共サービスとの複合化・多機能化など、市民サービスの拠点形成と合わせた総量の圧縮に寄与する方策についても検討する。

<スポーツ施設>

スポーツ施設については、日常的・定期的な建物・設備の点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努める。体育館については、建物の耐震強度や劣化程度を具体的に把握し、さらに立地特性や施設の需要等を総合的に勘案しながら、将来的な改修・建替えまたは廃止などの方向性を検討する。その際には、施設の利用圏域などを念頭において、同種施設（平成 28 年 10 月に新たに竣工した上野公園総合体育館）による代替利用の可能性についても考慮する。今後も長期使用していく建物については、耐震改修及び計画的な予防保全による長寿命化を図る。

② 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 集落の維持・再編

中南部の主に山間地域では、公共施設、医療施設及び商業施設等への距離が遠く、また、山腹に民家が点在しているため道路、簡易水道など生活環境の整備が遅れている。

人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、空き家の増加、耕作放棄地の増加など集落の維持に関して深刻な問題が生じている。

近年は道路の整備、諸施設の拡充によって、生活環境の改善がある程度進んではいるものの、都市周辺との生活格差はいまだに縮まっておらず、今後も引き続いて生活環境の整備と諸施策の強化を図る必要がある。

しかしこれら地域のなかには、急傾斜地のため、適切な生活環境を整えるためには、多額の投資が必要とされるところも多いため、集落の再編も視野に入れて検討を進めることが求められる。なお集落の再編にあたっては、地域や住民の意向を十分考慮し、基礎的条件の厳しい集落に対しては、行政が集落の現状に絶えず目配りをし、住民の声を幅広く吸い上げて施策に反映させる必要がある。

また、近年では、農林業における若年層の雇用対策や、就農・帰農に向けた取組が推進されていることから、従事者の移住定住を促進し、集落の高齢化を抑制するための施策が求められる。

(2) その対策

① 集落の維持・再編

- 集落維持のための共同作業や伝統行事、伝統芸能の継続を図るため、地域おこし協力隊制度を積極的に活用する。
- 集落の再編にあたっては、地域や住民の意向を考慮する必要がある、集落支援員制度を積極的に活用しながら、住民の協力のもとに検討していく。
- 主に南部の各集落には高齢者のみの世帯が多く、水道水の維持、食料や日用品の調達、病院などへの移動手段の確保が困難になるなどの生活に支障が生じていることから、郵便局・福祉協議会などとも協力しあい、地域住民の生活支援を図るとともに、水道施設の整備等、快適な生活環境確保に向けた整備を推進する。
- 農林業を主とした地域産業の振興、若年層の雇用対策及び集落の高齢化抑制の観点から、若者等の移住者の受入れに向けた移住定住促進施策を推進する。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 10.1 集落の整備にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落支援事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実 3-3-2 交流の促進 5-4-1 市民活動の支援 5-4-2 コミュニティ活動の活性化

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画での記載なし。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 地域文化振興施設等

本市域には、後期旧石器時代以降の遺跡が分布し、近内古墳群をはじめとする大小の古墳も造られた。奈良時代には藤原南家ゆかりの榮山寺が建立され、現在も法灯を護っている。また、南北朝時代には南朝方の支配地に入り、天皇の行宮が榮山寺や堀家に置かれるなど、激動期の政治に深く関与した。さらに、江戸時代後期には市の中心部に幕府の代官所が設置されるなど、古くから南和地域の政治・行政の拠点としての役割を果たしてきた。

市の中心部では、西熊野街道をはじめ、紀州街道、河内街道、下街道、伊勢街道が交わり、吉野川（紀の川）の水運も加え、水陸の交通の要衝として多くの人々や物資の往来が見られた。このように古くから経済的にも栄えてきた本市には、遺跡、社寺、町並み等の文化財が多い。

さらに、本市南部の集落には、太鼓を用いた踊りや狂言、盆踊り等の民俗芸能が、一時途絶しながらも伝承されている。

各集落の人口が減少していく中、これらの文化遺産をいかに保存・活用し、次世代に継承していくかが課題となっている。

また、本市は、平成 17 年の 1 市 2 村の合併から 17 年が経過するとともに、昭和 32 年の市制施行から 65 年を迎える。直近の市史の編纂は昭和 62 年であり、市町村合併等を含めた約 35 年間の市の歴史や、地域文化に関する最新の調査研究成果について、現在的な手法と平易な内容で市の内外に発信する新しい市史の編纂が求められている。

五條新町地区については、平成 10 年度より 10 年間まちなみ環境整備事業を実施し、景観保持等整備に努めてきた。平成 22 年には、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成 23 年度より伝建制度のもと修理・修景事業を実施し、地区内の景観の維持向上に努めている。令和 2 年度までに、54 件の修理・修景事業を実施しているが、地区内の空き家は増加する傾向にあり、修理・修景すべき老朽家屋も多い状況である。

また、平成 23 年に、五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例を制定し、その代替措置として平成 25 年に、「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区防災計画」を策定した。五條新町地区は古い木造建築が密集し、火災が発生すると、歴史的町並みが失われる危険性をはらんでおり、「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区防災計画」に則った整備が求められる。

世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である国指定史跡「大峯奥駈道」には、吉野・大峯の修験道関係者をはじめ、多くの登山者が訪れているが、本市大塔町篠原からの林道及び登山道が自然災害により頻繁に通行不能となり、アクセスが困難である。また近年、五鉢嶺付近の西斜面の崩落が進んで奥駈道の一部が損壊し、迂回を余儀なくされている。

(2) その対策

① 地域文化振興施設等

- 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区について、伝統的建造物等の修理・修景事業を推進するとともに、当該保存地区に相応しい防災対策及び歴史的な景観を活かしたまちづくりを推進する。
- 大峯奥駈道に接続する林道及び登山道の整備を図るとともに、県道高野天川線（すずかけの道）の整備促進を要望する。
- 大峯奥駈道の崩落個所の取扱い、迂回路の設定・整備等について、関係行政機関、団体等との協議を継続して行う。
- 本市大塔町域に伝承されている奈良県指定無形民俗文化財等、本市特有の文化の保存・継承に向けた取組を進める。
- 地域文化活動の支援を図る。
- 新しい市史の編纂を行うために、市内の古文書等歴史資料の所在を確認する調査を実施し、基本的な資料の把握・収集・保存に努める。
- 国・県・市の指定文化財の保存、整備、活用等に関する事業を推進するとともに、指定文化財の所有者・管理者に対する補助金の交付を通じて、地域文化の継承を支援する。
- 周知の埋蔵文化財包蔵地の調査、保存、整備、活用等に関する事業を推進し、地域文化の掘り起こし、顕彰等に努める。
- 市立五條文化博物館の維持管理等の整備に努める。

(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）

表 11.1 地域文化の振興等にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設 等			
	地域文化振興施設	伝建地区等整備事業	五條市	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存
		市立五條文化博物館施設等 整備事業	五條市	3-4-2 文化・スポーツ交流の促進
	その他	文化振興施設周辺整備等事業	五條市	
11 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持続的発展 特別事業			
	地域文化振興	地域文化振興等推進事業	五條市	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源 としての活用 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		文化財等保存事業	五條市	3-4-2 観光資源・地域学習資源 としての活用 4-4-1 文化・スポーツ交流の促 進
	(3)その他	文化財地区景観保全対策事 業	五條市	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保 存

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 基本的な方針

<社会教育系施設>

○博物館等

博物館等については、日常的・定期的な点検による建物・設備の劣化状態の確認を行い、計画的な予防保全や改修によって施設の長寿命化を図る。

伝統的木造建築物など特殊な工法・建材による建物を活用している施設については、建築物の特性に適した方法で維持管理及び保全を実施する。

設備の修繕・更新に比較的多額の費用を要する施設の場合は特に、その時期とコストを予め見定めた計画的な修繕計画の推進によって、発生費用の平準化を図る。

② 当該計画における考え方との整合性

五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

① 再生可能エネルギー

太陽光、バイオマスなど、過疎地域が有する豊かな資源を活用して、再生可能エネルギーの導入・拡大を図り、持続可能な地域づくりを推進することが求められている。

(2) その対策

① 再生可能エネルギー

- 太陽光やバイオマスなどを活用した再生可能エネルギーによる発電・熱供給設備の導入支援
- 域内の多様な主体が参画して取り組む「地域循環共生圏」の創出

(3) 整備計画（令和3年度～令和7年度）

表 12.1 再生可能エネルギーの利用の推進にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(1)再生可能エネルギ ー利用施設	再生可能エネルギー利用施設 整備事業	五條市	3-1-1 農林業の振興 3-3-1 観光の振興 3-5-3 ごみの減量・リサイクルの 推進
	(2)過疎地域持続的発 展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	再生可能エネルギー利用推進 事業	五條市	同上

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画での記載なし。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 行政運営体制の整備

地方分権社会において、市町村が自ら考え推進していく地方創生「まち・ひと・しごと創生」が進むなか、市町村は、自己決定・自己責任の原則のもと、住民の意向を把握しながら、創意工夫により、地域性豊かな個性あるまちづくりを進めていくとともに、国等への依存度の低い自立した財政基盤を築く必要がある。

このため、行政運営事務処理体制の効率化や、近隣市町村との連携・補完体制の強化を図り、豊かな自然資源等を活用した観光産業の活性化など、個性あるまちづくりを進めると同時に、都市住民との交流促進を図ることが求められる。

② 住民の主体的な参画体制の確立

本市では、急速な高齢化と人口減少への対応が主要課題となっており、これに対応するためには、ボランティアグループなど市民活動団体との連携・協働による取組の推進や、市民が主体となって内外の人々との交流を促進し、まちの活性化を図ることが求められる。

このため、住民への情報提供を推進するとともに、住民の主体的な参画が可能となる体制を整えていく必要がある。

(2) その対策

① 行政運営体制の整備

- 財源の効率的運営及び市民サービスの向上を図るため、デジタル機器の計画的導入・高度利用を推進しつつ、市民のプライバシーや個人情報の保護を図るとともに、窓口業務の一元化などに努め、合理的かつ効率的な事務処理体制を確立する。
- 市民等により組織される団体が、五條市が有する課題を考え、元気な五條市をつくることを目指して自主的・継続的に実施する事業に対する支援を行う。
- 空き家の実態状況を把握し、移住住宅や店舗等への利活用に向けた支援を行い、地域の活性化を図る。
- 南和地域の市町村の連携による、広域幹線道路網のネットワーク化、高度情報化、福祉・医療体系の強化、行政事務の広域共同化等の連携、相互補完体制などの構想のもと、より広域的な視点に立った相互連携・補完体制を強化していく。

② 住民の主体的な参画体制の確立

- 今後のまちづくりにおいては、住民の幅広い参画が欠かせない条件となるため、住民の主体的な活動に対して、各種情報提供等を拡充し、住民の主体的な参画を促進していく。
- 過疎化高齢化が進むなか、保健・福祉分野ではボランティアグループとの連携・協働による取組も実施されていることから、今後も地域住民のエンパワーメントを活用しながら行政サービスの充実を図る。

(3) 整備計画 (令和3年度～令和7年度)

表 13.1 その他地域の持続的発展に関し必要な事項にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域振興活性化事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 2-6-2 快適で安全な住宅の確保 5-3-1 行政情報の充実 5-4-1 市民活動の支援

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画での記載なし。

14. 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

2 から 13 までの事項に係る過疎地域持続的発展特別事業一覧を以下に示す。なお、当該施策の効果は将来に及ぶものである。

表 14.1 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	地域間交流促進事業	五條市	3-3-2 交流の促進
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農林漁業振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	商工業・6次産業化	商業等振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	情報通信産業	映像活用事業	五條市	3-3-1 観光の振興
	観光	観光振興事業	五條市	3-3-1 観光の振興 3-3-2 交流の促進 3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用 5-4-2 コミュニティ活動の活性化
	企業誘致	企業誘致・雇用対策事業	五條市	3-2-1 商工業の振興
	その他	林業等振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	情報通信施設等管理事業	五條市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通対策事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保
	交通施設維持	トンネル整備事業	五條市	4-2-1 安全な道路交通環境の確保
	その他	交通施設等整備事業	五條市	2-4-1 防犯体制の充実 2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保 4-2-1 安全な道路交通環境の確保
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	生活対策等整備事業	五條市	2-7-1 安全な水の安定供給 3-5-2 生活環境の維持と保全
	環境	生活環境等整備事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全 3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進
	危険施設撤去	危険施設撤去事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全
	防災・防犯	防災対策等強化事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 3-5-2 生活環境の維持と保全
	その他	生活環境対策等整備事業	五條市	3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進 2-6-3 火葬場・墓地の確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域持続的発 展特別事業 児童福祉	児童福祉施設等整備事業	五條市	1-1-2 子育て支援の充実 2-3-2 地域福祉の充実
	高齢者・障害者福 祉	高齢者福祉推進事業	五條市	2-3-1 高齢者福祉の充実 2-3-2 地域福祉の充実
		障害者福祉推進事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実 2-3-3 障害者福祉の充実
	健康づくり	健康増進推進事業	五條市	2-2-1 成人市民の健康づくりの 推進
	その他	保健福祉等推進事業	五條市	1-1-3 結婚支援の充実 2-1-2 地域医療体制の充実 2-3-2 地域福祉の充実 2-6-1 計画的なまちづくりの推 進
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発 展特別事業 自治体病院	公立病院整備等事業	南和広域医 療企業団	2-3-2 地域福祉の充実
	その他	公立病院周辺整備等事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推 進
	(4)過疎地域持続的発 展特別事業 義務教育	義務教育環境等整備推進事 業	五條市	1-2-1 学校教育環境の充実 1-2-2 特色ある教育内容の推進
9 教育の振興	高等学校	高等学校教育環境等整備等 事業	五條市	同上
	生涯学習・スポーツ	教育文化体育施設等整備事 業	五條市	2-2-1 成人市民の健康づくりの 推進 4-4-1 文化・スポーツ交流の促 進 5-4-1 市民活動の支援
	その他	教育文化施設等整備事業	五條市	2-6-4 魅力ある公園の充実 3-3-2 交流の促進 4-4-1 文化・スポーツ交流の促 進 5-4-1 市民活動の支援

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落支援事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実 3-3-2 交流の促進 5-4-1 市民活動の支援 5-4-2 コミュニティ活動の活性化
11 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	地域文化振興等推進事業	五條市	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進
		文化財等保存事業	五條市	3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進
12 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用推進事業	五條市	3-1-1 農林業の振興 3-3-1 観光の振興 3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域振興活性化事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 2-6-2 快適で安全な住宅の確保 5-3-1 行政情報の充実 5-4-1 市民活動の支援